

1963年6月28日(第12日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時47分~午後 時 分)

2. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久盛	2番	此尾定	3番	天久盛	4番	天久盛
4番	安久富	5番	石川真	6番	天久盛	7番	天久盛
7番	稻嶺正	8番	石田真	9番	天久盛	10番	天久盛
10番	又吉正	11番	石川真	12番	天久盛	13番	天久盛
13番	伊佐真	15番	石川真	17番	天久盛	18番	天久盛
18番	中里真	19番	石川真	20番	天久盛	21番	天久盛
21番	古波清						

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜水 16番 宮里敏行

4. 出席議員は出席議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 泰 助 役 具 屋 真 徳  
務課長 松川 正 峯 財政課長 当山 警 喜 経済課長 沢し安一  
水道課長 奥 里 将 俊 建設課長 島 鏡 昌 崇

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正 峯 書記 照屋 謙 伊佐 正 峯

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第12号 1964年度宜野湾市才入才出予算について  
日程第2. 議案第13号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出  
予算について

9. 会議の顛末

1963年6月28日(第12日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時47分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久盛	2番	北嘉定	3番	天久盛	名雄	
4番	安次富	5番	石川嘉	6番	天仲久	盛春	
7番	裕嶺正	8番	石田川	9番	天仲久	盛春	
10番	又吉正	11番	石川繁	12番	天仲久	盛春	
13番	伊佐真	15番	石城昌	17番	天仲久	盛春	
18番	中里幸	19番	石武島	20番	天仲久	盛春	
21番	古波藏						

3. 不応招議員は次の通りである。

14番 仲村喜永 16番 宮里敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村春勝 助役 兵屋真徳  
総務課長 松川正義 財政課長 当山善喜 経済課長 沢し安一  
水道課長 奥里将俊 建設課長 島袋昌兼

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第12号 1964年度宜野湾市才入才出予算について  
日程第2. 議案第13号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出  
予算について

9. 会議の顛末

議 長～出席13名であります。市町村自治法第53条により議会は成立いたしました。依つて只今より本日の会議を開きます。  
(午前10時47分)

議 長～審議中の1964年度の一般会計予算案議案第12号を議案と致します。

議 長～總括質問を致します。

議 長～暫休憩致します。(午前10時48分)

議 長～再開致します。(午前10時53分)

10番～7款の11目これは商工業奨励の費目であります。米菰精善の方に400\$計上されて居る様でございますが、その米菰精善と云うのは現在出来ている米菰精善委員会であるのか、又米菰精善行事とされて居りますがその行事は如何様な計画をされて居りますか。

経済課長～商工会議所の補助申請になつて居りまして、米菰精善行事としまして米菰精善じゆう道大会と全島の相もう大会と云うのがその項目の中に含まれております。その経費の内訳を申しますと、会議費が30\$事務通信費が48\$宣伝費が212\$米菰精善じゆう道大会費が394\$角力全島角力大会が287\$合計で971\$の経費を見積つて出しております。これは商工会議所の事業計画書であります。それに対して各々の商工業振興基金補助金の補助率でもつて補助額を算定した金額がいわゆる494\$と云う額になつております。補助率は会議費事務通信費が30\$米菰精善じゆう道大会と角力大会の行額が70\$の補助率にして合計した金額が494\$の金額になつて居ります。先の米菰精善委員会とは全然関係はありません。

19番～只今の奨励費ですが、この補助額は商工会議所の計上した予算の何\$位ありますか。

経済課長～会議費が30\$それから事務通信費宣伝費が30\$

12番～同じ額で18日災害対策費に2200\$の種馬鈴しゆの購入費が計上されております。農家は各々自分の必要量の種馬鈴しゆは買つて植え付けると考えられますが、この種馬鈴しゆはどう云うふうに配布なされるものですか。又このゴアガイモと災害対策とどう云う関係になりますか。又このゴアガイモを配布してどう云う意図がありますか。

議 長～17番議員の出席を報告致します。

経済課長～いわゆる自分の必要量は注文して買つてあるのだが、これは余分の



議 長～出席13名であります。市町村自治法第53条により議会は成立いたしました。依つて只今より本日の会議を開きます。  
(午前10時47分)

議 長～審議中の1964年度の一般会計予算案議案第12号を議題と致します。

議 長～総括質問を致します。

議 長～冒休憩致します。(午前10時48分)

議 長～再開致します。(午前10時53分)

10番～7款の11目これは商工業奨励の費目であります。米菰親善の方に400\$計上されて居る様でございますが、その米菰親善と云うのは現在出来ている米菰親善委員会であるのか、又米菰親善行事とされて居りますがその行事は如何様な計画をされて居りますか。

経済課長～商工会議所の補助申請になつて居りまして、米菰親善行事としまして米菰親善じゆう道大会と全島の相もう大会と云うのがその項目の中に含まれております。その経費の内訳を申しますと、会議費が30\$事務通信費が48\$宣伝費が212\$米菰親善じゆう道大会費が394\$角力全島角力大会が287\$合計で971\$の経費を見積つて出しております。これは商工会議所の事業計画書であります。それに対して各々の商工業振興特別補助金の補助率でもつて補助額を算定した金額がいわゆる494\$と云う額になつております。補助率は会議費事務通信費が30%米菰親善じゆう道大会と角力大会の行費が70%の補助率にして合計した金額が494\$の金額になつて居ります。先の米菰親善委員会とは全然関係はありません。

19番～只今の奨励費ですが、この補助額は商工会議所の計上した予算の何%位ありますか。

経済課長～会議費が30%それから事務通信費宣伝費が30%

12番～同じ額で18日災害対策費に2200\$の種馬鈴しゆの購入費が計上されております。農家は各々自分の必要量の種馬鈴しゆは買つて植え付けすると思われませんが、この種馬鈴しゆはどう云うふうに配布なされるものですか。又このジャガイモと災害対策とどう云う関係になりますか。又このジャガイモを配布してどう云う意義がありますか。

議 長～17番議員の出席を報告致します。

経済課長～いわゆる自分の必要量は注文して買つてあるのだが、これは余分の



ものはどういふふう配布するのかと云う御質問でございますか。

12番～いえ、農家はですか自分が植付ける予想の種いもの量は自分の家で購入するだろうと云う想定の下に。

経済課長～だからこれだけが余計と云うことに考えられる訳ですが、これは趣旨は必ずしも今度の農家の需要量がこれ以上欲しくないや云う様なことではないと思つて、これはもつと欲くはあつても高いから買えないと云うことがあると思つて、だからこれだけ余計に種いものとしまふと、これだけを植える余地は充分に私はあると思つて、あると云うふうに見ておられますので、これは配布されたから余つて困ると云う様な考えは農家には全然ないだろうと思つて居ります。配布の方法は作物別の災害ときびの災害の報告は今まで居ります。個人個人ですか、こういう事を考へて農家の対象人員と対象の畝と云うものをはつきりさせてそのイモの計上する条件をつけてその条件にしたがつて配布して行きたいと思つて居ります。又生産面からいいますと馬鈴しよを作付ける時期が丁度秋冬でありまして他の農産作物を減ばいするには他の農作物、野菜でありますと減ばい時期と云うのがありますがこのジャガイモとか云う様なものの減ばい期となると1番適当な時期じやないかと思つて、とて短期間において収益も多いし、繁殖するジャガイモそのものも農家の食料面でも確保できるし、又換金作物としても最も適切な作物じやないかと云う考へ方に基きまして災害対策と云う費目に計上してある訳であります。

12番～耕地の耕作面積によつて配布なさる訳ですか。

経済課長～各人のひ害の実態の勘測と各部落の耕作地の面積さういふものを勘案しまして部落別に一応割当てをしまして、そしてその割当ての範囲内において条件をつけて個人々々に対しては配布する訳です。

12番～この2200\$分の種ジャガイモは何キログラム農家一戸当りどの程度で平均考へて居りますか。

経済課長～500箱でありますので、一戸当り大体0.4箱位と云うことになります。

12番～キンにしたらどの位か。

経済課長～15キン位です。

11番～7款の3項に生活改善費として446\$計上されて居りますが、過去におきまして補助を受ける以上はこの遺族に対して経過報告を求めた事がありますかどうか。

ものはどういふふうに配布するのかと云う御質問でございますか。

12番～いえ、農家はですか自分が植付ける予想の種いもの量は自分の家で購入するだろうと云う想定の下に。

経済課長～だからこれだけが余計と云うことに考えられる訳ですが、これは趣旨は必ずしも今度の農家の需要量がこれ以上欲しくないと云う様なことではないと思ふんです。これはもつと欲くはあつても高いから買えないと云うことがあると思ふんです。だからこれだけ余計に種いものしませと、これだけを植える余地は充分に私はあると思ふんです。あると云うふうに私は見ておりますので、これは配布されたから余つて困ると云う様な考えは農家には全然ないだろうと私は思ひます。それで配布の方法は作物別の災害ときびの災害の報告書は今来て居りますが個人個人ですか、こういう事を考へて農家の対象人員と対象の敷とどう云うものをはつきりさせましてそのイモの計上する条件をつけましてその条件にしたがつて配布して行きたいと考へております。又生産面からいいますと馬鈴しよを作付ける時期が丁度秋冬でありまして他の農作物を栽培するには他の農作物、野さいでありますと栽培い時期と云うのがありますがこのジャガイモとか云う様なものの栽培においては一番適当な時期じやないかと思ひます。とても短期間において収益も多いし、収獲するジャガイモそのものも農家の食料面も確保できるし、又換金作物としても最も適切な作物じやないかと云う云う考へ方に基きまして災害対策と云う費目に計上してある訳であります。

12番～耕地の耕作面積によつて配布なさる訳ですか。

経済課長～各人のひ害の実態の勘案と各部落の耕作地の面積さういふものを勘案しまして部落別に一応割当てをしまして、そしてその割当ての範囲内において条件をつけまして個人々々に対しては配布する訳です。

12番～この2200\$分の種ジャガイモは何キログラム農家一戸当りどの程度で平均考へておりますか。

経済課長～500箱でありますので、一戸当り大体0.4箱位と云うことになります。

12番～キンにしたらどの位か。

経済課長～15キン位です。

11番～7款の3項に生活改善費として446\$計上されて居りますが、過去におきまして補助を受ける以上はこの遺族に対して経過報告を求めた事がありますかどうか。

経済部長～補助金は交付要綱によつて補助申請をされそれによつて災難報告がなされます。

10番～この橋工会からの予算補助申請の内容ですか、事業内容、こういうものは後でプリントでお配り出来ないですか。

15番～4款の土木費でございますが、新年度の分で新城地内をやるとうことを聞いておりますが、市長さんにお伺いします、向うの方に今年のアんきようがかかつて居りますが、これは、はつきり橋にした方が良いか或は埋土にした方が良いか、。まだはつきりしませんですか

市長～これはずつと前から、どちらにするか、検討して居りますが、65年度でこの前まだ4、5日しかありませんが、約16万位の取得の積りで申請する様にと云う連絡がありましたので、私達としてはこれは一応は向こうに示された額以上の仕事を見積つて出した方がよかるうと云うので20万\$出して居りますが、その中にも今の橋の工事もやる積りで出してありますが、それには今部長に聞きますと、埋土でやる様な形で申請はしてあります、ところがまだ検討して技術的な面でもどうしても立派橋が良いと云うなれば途中で工事計画の変更はできると思ふんです、今の所埋土の積りで政府には申請はしてあります。

15番～すると、まだはつきりは決めてないと云うことでか。

市長～いざ指令がありても請負をする場合までは計画の変更は出来ますので今の所埋土としての概算で出してありますが、確定的な設計はまだ出て上つて居りません。

15番～私が何故質問しているかと申し上げますと、家が建つたもんですから、当然埋土をするとうことになりまして、話を聞いてみますと後2、3件建つと云う予定だそうですが、はつきり当局が決めてないとう当然埋土されると云う様な考えで家を建ててやるとすれば、埋土する計画が誤破算になってしまうというふうに考えますので、当局として、はつきりした計画をもつておかんと更に計画し直すとうことが予想されますのではつきり計画だけは一応橋にするか、或は埋土にするかを決めてもらい被いことを提議申し上げます。

10番～15番さんとも関連して質問致します、只今市長さんの御答弁によつて政府に陳情し、そしてやせ出きると云う様なお話しを伺いまして非常に有難く思つて居ります、是非これが早急に実現していただく様努をしてもらふよう要請申し上げます、4、5日位前の経工委員会の答申の中にも、そう云つた大きな事業はどうしても都市計画とマッチした政府の補助をおおがなければいかなうと答申したのでございますが、その中に応急措置として是非ともやらなければいかなうところが工務所附帯意見として出されて居りますが、市長といたしましてこの次年度においてその箇所を為される御気持でありますか。



経済課長～補助金は交付要綱によつて補助申請をされそれによつて突進報告がなされます。

10番～この商工会からの予算補助申請の内容ですか。事業内容、こういうものは後でプリントでお配り出来ないですか。

15番～4款の土木費でございますが、新年度の方で新城地内をやるとうことを聞いておりますが、市長さんにお伺いします。向うの方に今仮のあんきようがかかつて居りますが、これは、はつきり掘にした方が良いのか或は埋土にした方が良いのか、まだはつきりしませんですか

市長～これはずつと前から、どちらにするか、検討して居りますが、65年度でこの前まだ4、5日しかありませんが、約16万位の取得の積りで申請する様にと云う連絡がありましたので、私達としてはこれは一応は向こうに示された額以上の仕事を見積つて出した方がよからうと云うので20万を出して居りますが、その中にも今の掘の工事もやる積りで出してありますが、それには今課長に聞きますと、埋土でやる様な形で申請はしてあります。ところがまだ検討して技術的な面でどうしても立派掘が良いと云うなれば途中で工事計画の変更はできると思ふんです。今の所埋土の積りで政府には申請はしてあります。

15番～すると、まだはつきりは決めてないと云うことですか。

市長～いざ司令がおりても請負をする場合までは計画の変更は出来ますので今の所埋土としての概算を出してありますが、確定的な設計はまだ出き上つて居りません。

15番～私が何故質問しているかと申し上げますと、家が建つたもんですから、当然埋土をするとうことになりまして、話を聞いてみますと後2、3件建つと云う予定だそうですが、はつきり当局が決めてないと当然埋土されると云う様な考えで家を建ててやるとすれば、埋土する計画が誤破算になつてしまうというふうに考えますので、当局として、はつきりした計画をもつておかんと更に計画し直すとうことが予想されますのではつきり計画だけは一応掘にするか、或は埋土にするかを決めてもらい渡いことを懇望申し上げます。

10番～15番さんとも関連して質問致します。只今市長さんの御答弁によつて政府に陳情し、そしてやや出きると云う様なお話しを伺いまして非常に有難く思つて居ります。是非これが早急に実現していただく様勢をしてもらうよう要望申し上げます。4、5日位前の経工委員会の答申の中にも、そう云つた大きな事業はどうしても都市計画とマツチした政府の補助をあおがなければいかないと答申したのでございますが、その中に応急措置として是非ともやらなければいかないところが1ヶ所附帯意見として出されておりますが、市長といたしましてこの次年度においてその箇所を為される御気持でありますか。

市 長～N会審議と云う予算の次のいわゆる65年度のですか、それを予定して  
ています。

議 員～18番議員の出席を報告致します。

10番～今云われるのは、大きな工事でありますが、緊急措置としてすぐわず  
かな金ですか、できる箇所が市長さんがお分りであれば議員さんに  
聞いて下さい。

市 長～いわゆる恒久的な工事でありにさし当つての工事ですか、その点は議  
長にもよく。

10番～よくお話をされてから御答弁下さい。

市 長～今の課長の話ではブルが入院しているそうです、かえつたち一応あの  
岩盤がとれるかどうか、まだそこに当つて見たいとどういつています  
来週位からすや。

12番～産業経済の面で質問します、出荷対策費、産葉、國体育成活動費、そ  
れから ~~に~~ 開地解消費が全部開目なつて居りますか、その理由を質  
問します。

経済課長～出荷対策費はこの予算費目は過去数年もつて居りましたが、その対  
象はぶたの価格が数年前非常に下落しまして、そしてこれを安定させ  
るために又価格を上げるために、農連の方が日本向けに、ぶたを輸出  
した訳です、そのためにその経費をいくらかでも補助しようとする訳  
で農協に対して ~~は~~ 出荷補助金と各生産者に対して、出荷補助金を交  
付してきました、その他には、馬鈴しよと玉ねぎの無荷を農協がやつ  
てそしてその出荷と無荷補助金を出した訳であります、それからこの  
2、3年来ぶたの方はほとんど香港に輸出されないと云う事になりまし  
それから馬鈴しよ、玉ねぎの方も、玉ねぎの方はもう全然なくなるし  
馬鈴しよの方も年々無荷が減つて来まして、最近ほとんどもう無荷が  
出来なくなつて居る様な状態になつて居りますので、当初の予算額は  
非常に相当の金額をいつも計上する訳であります、毎年々々不~~明~~帳  
にほとんど回つて居ります、それを現年度におきましては2500万計  
上してあるんですが、たつた1000万位しか消化してない云う様な  
現状にありますので、これは生産形態がキジが主体になりまして、そ  
う云う作物があんまり農家が作らなくなつたと馬鈴しよの方は、成程  
度出荷されておりますので、この方は数がまだわずかでございまして、  
農家の方も定期的に農協の無荷の時は値段の安いために自分で一応貯  
ぞうしておいてそして値上りの時に売ろうという傾向が強くなりまし  
て無荷しようにも農協の方が年々事業が不振になつた様な傾向にあり  
ますのでその為には農協とも一応話しまして、相談した訳であります



市長～ 会審議と云う予算の次のいわゆる65年度のですか。それを予定して  
ています。

議長～ 18 番議員の出席を報告致します。

10 番～ 今云われるのは、大きな工事ではありますが、応急措置としてすぐわず  
かな金ですか。できる箇所が市長さんがお分りでなければ議長さんに  
聞いて下さい。

市長～ いわゆる恒久的な工事ではなしにさし当つての工事ですか。その点は課  
長にもよく。

10 番～ よくお話なされてから御答弁下さい。

市長～ 今の課長の話ではブルが入院しているそうです。かえつたら一応あの  
岩盤がとれるかどうか、まだそこに当つて見たいところいつています  
来週位からすぐ。

12 番～ 産業経済の面で質問します。出荷対策費、産業・国体育成活動費、そ  
れからじゅう落地解消費が全部廃目なつて居りますか。その理由を質  
問します。

経済課長～ 出荷対策費はこの予算費目は過去数年もつて居りましたが、その対  
象はぶたの価格が数年前非常に下落しまして、そしてこれを安定させ  
るために又価格を上げるために、農連の方が日本向けに、ぶたを輸出  
した訳です。そのためにその経費をいくらかでも補助しようとする訳  
で農協に対して集荷補助金と各生産者に対して、出荷補助金を交  
付してきました。その他には、馬鈴しよと玉ねぎの集荷を農協がやつ  
てそしてその出荷と集荷補助金を出した訳であります。それからこの  
2、3年来ぶたの方はほとんど香港に輸出されないことになりましたし  
それから馬鈴しよ、玉ねぎの方も、玉ねぎの方はもう全然なくなるし  
馬鈴しよの方も年々集荷が減つて来まして、最近ほとんどもう集荷が  
出来なくなつて居る様な状態になつて居りますので、当初の予算額は  
非常に相当の金額をいつも計上する訳であります。毎年々々不要額  
にほとんど回つて居ります。それで現年度におきましても250 \$ 計  
上してあるんですが、たつた100 \$ 位しか消化してないという様な  
現状にありますので、これは生産形態がキジが主体になりまして、そ  
う云う作物があんまり農家が作らなくなつたと馬鈴しよの方は、或程  
度出荷されておりますので、この方は数がまだわずかでございます。  
農家の方も时期的に農協の集荷の時は値段の安いために自家で一応貯  
ぞうしておいてそして値上りの時に売ろうという傾向が強くなりまし  
て集荷しようにも農協の方が年々事業が不振になつた様な傾向にあり  
ますのでその為に農協とも一応諮りまして、相談した訳であります



農協としても一寸これは年々とういう事業が低下してくる不振になつてくるので一寸当分見合年々とういうので集荷対策の補助金は今年も一応廃目にした訳ですが、それは対象が各部落の産物も多く産組合とか農研の年やつて居りますが、これは対象にして、その団体の資向上の補助金を出しておきまして、或は先進地の視察をする場合に或は農研の補助金の場合におきましても毎年ほとんど観光バスに乗つて視察をして居りますけれども、これが毎年やりました為にも見所がなくなり、どこなくつたと、何処に行か困つてしまつた様な状況が、今後は市の総合的視察を中とを計画をして、或は又市の方でこれ是非視察をさせると云うので行つて農家の技術の向上を視察をした方がより効果的である云うことになりまして、これも中止をした訳であります。それから、この方にはほとんど対象がなくなり、云うことになつて居ります。現在あります所は奨励金がありまして、ほとんど解消されない地域であります。申しますのは、いよいよ海岸の腰岸のために戦前から不もうになつた所とか、或は現在耕せば耕せる所ではありますけれども、これは真志喜の病院の下の辺りこの辺はほとんど補助金がありまして、到底耕をしないと云う様な見方をして居ります。そういう為に対象がなくなつた為には補助金は打切つた訳であります。

12番～出荷対策とか、或は生産団体への補助金は、特にその面を担当している経済課は、今年ももうそういう出荷がないから廃目にした或はそういう団体に補助をする必要がない、そういう考えでは、生産低下の基になるんじゃないかと私は考えます。ですから、そういう目はないと是非置いてもらつてそして農業生産の農業者の育成のために御協力下さるようお願い致します。

経済課長～一応は復活させたいと思つております。

19番～昨日に引続いて農業関係でいろいろ質問が続出して居りますが、要するに農業関係を受持つて居られる経済課は今年ももうそう云う出荷がないから廃目にした或はそう云う団体に補助をする必要がない、~~そう云う考えでは生産低下の基になるんじゃないかと私は考えます。ですから、そういう目はない~~に農業関係を受持つて居られる経済課長を始め市長さんにおいては、その補助に対しては多大なる配慮を払つておられると云うことに対して敬意を表します。ですから、一応この予算を見て見ますと、そういう面の当面のいわゆる救済策と云つた面に対しては或程度の配慮は何えませんが、もつと大切である所のいわゆる農業の基設備を

農協としても一寸これは毎々こういう事業が低下してくる不振になつてくるので一応当分見合わせようとするので集荷対策の補助金は今度は一応廃止にした訳です。それから2番目の産業団体活動費、これも数年やつて居りますが、これは対象が各部落の産物産組合とか農研クラブとかこう云う任意の団体に対して、その団体の資質向上のために講習会をすとか、或は先進地の視察をする場合にいくらかの補助金を出しておつた訳であります。ちく産組合の場合或は農研クラブの場合におきましても毎年ほとんど観光バスに乗つて視察をして居りますけれどもこれがもう毎年やりました為にもう見る所がほとんどなくなつたと、何処に行くかが困つてしまつた様な状況にありますのでこれも申をして止めてあります。今後は市の総合的な視察費にもつて行つてその時期々々或は又市の方でこれは是非視察をさせることによつて農家の技術の向上或は啓発になると云う所があるならば、その時に市の方で計画をして視察をした方がより効果的であるところとなりまして、これも中止をした訳であります。それから、この地方はほとんど対象がなくなつたと云うことになつて居ります。現在あります所は奨励金がありましても、ほとんど解消されない地域であります。申しますのは、いづれ海岸の農産物のために戦前から不もう地になつた所とか、或は現在耕せば耕せる所ではありますけれども、これは真志喜の病院の下の辺りこの辺はほとんど補助金がありましても到底耕をしないと云う様な見方をして居ります。そういう為に対象がなくなつた為補助金は打切つた訳であります。

12番～出荷対策とか、或は生産団体への補助金は、特にその面を担当している経済課は、今年はまだそういう出荷がないから廃止にした或はそういう団体に補助をする必要がない。そういう考えでは、生産低下の基になるんじゃないかと私は考えます。ですからこういう目はたといいくらないとも是非置いてもらつてそして農業生産の農業者の育成のために御協力下さるようお願い致します。

経済課長～一応は復活させたいと思つております。

19番～昨日に引続いて農業関係でいろいろ質問が続出して居りますが、要するに農産物関係を受持つて居られる経済課長は今年はまだそういう出荷がないから廃止にした或はそう云う団体に補助をする必要がない。そう云う考えでは生産低下の基になるんじゃないかと私は考えます。ですからこう云う目はたといいくらないとも是非置いてもらつてそして農業生産の農業者の育成のために御協力下さるようお願い致します。また、市の方で、始め市長さんにおいてはその援助に対しては多大なる配慮を払つておられると云うことに対して敬意を表します。ですが、一応この予算を見て見ますとそういう面の当面のいわゆる救済策と云つた面に対しては或程度の配慮は伺えますけれども、もつと大切である所のいわゆる農業の基本施設を



すどは考え未の方の釣つまはるお非予ら  
 深くおと水の人為云はるお非予ら  
 をすおと水の人為云はるお非予ら  
 感すおと水の人為云はるお非予ら  
 なし年うたか水つを設置創の  
 練申創うたか水つを設置創の  
 たとてうたか水つを設置創の  
 云つたてうたか水つを設置創の  
 とば得ゆるばにせうし用水か  
 かんわんばにせうし用水か  
 いかわんばにせうし用水か  
 なるかわんばにせうし用水か  
 やみるかわんばにせうし用水か  
 じにさりますわんばにせうし用水か  
 んれ除り考ゆ居云かかおゆる考つた  
 いま解あそ考ゆ居云かかおゆる考つた  
 しに解あそ考ゆ居云かかおゆる考つた  
 とすいのが点い考ゆ居云かかおゆる考つた  
 が要つるもだか自ら考ゆ居云かかおゆる考つた  
 策まばあ今年かとはなるん考ゆ居云かかおゆる考つた  
 施まばあ今年かとはなるん考ゆ居云かかおゆる考つた  
 のまばあ今年かとはなるん考ゆ居云かかおゆる考つた  
 ありまばあ今年かとはなるん考ゆ居云かかおゆる考つた  
 つたあ今年かとはなるん考ゆ居云かかおゆる考つた  
 云つたあ今年かとはなるん考ゆ居云かかおゆる考つた  
 そつたあ今年かとはなるん考ゆ居云かかおゆる考つた  
 るもつたあ今年かとはなるん考ゆ居云かかおゆる考つた

経済課長～只今の御指摘は有難うございます。我々もそういう問題については  
 構想と云うよりはそう云うもの施設しなればいかないかと、そうい  
 うものこそ進められればいかないかと云う考えをもつておきまして、ま  
 ちやんと補助規程でも生活用施設の奨励補助金の項目を設けてあり、ま  
 す。それでそれをうんと活用して農家がやることが作つてあげてもあ  
 る訳であります。何しろ金額補助も先んずから出来ております。その  
 もないから我々がやろうと思つても出来ないと云う点においては、ま  
 ち論啓う点には確かに云えると思つております。機会ある毎にそ  
 う云う面は我々も努力をして居る訳であります。

議長～4番、9番議員の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時42分)

議長～再開致します。(午前11時28分)

3 番～その問題と或程度関連しますが、先産業団体についての費目を廃目に  
 してある様であります。課長さんの趣旨を聞いて大体うなづける点  
 もあります。これは4工イチ農研ちやなかつたかと思つて、そ  
 の中に中央施策と云うことになれば或程度規程の制定も知れま  
 せんが、産業団体の者が講習会とか、そう云うものを開いて活  
 動している状況があると、そう云う面の廃目自体がおかしい  
 か、又そういう面の補助対策に代るべき講習会費とかを余計見積つて









居られるかと云えば、そうでない、却つて減にしているところが講習  
会費なんか、202\$位に削つると云う様なふうになつた場合は、市長さん  
果してこれでいいかと云う様な考えをもつては、多頭し青を奨励したい  
の施政方針の中にもぶたのし青があるんだから、それをうら付けと様  
う云う方法でしたいと云うふうなうら付けがないと云う面、現に又養  
けい業者においてほとんどが自分で講師を招いて研究し立上つてや  
つて、現に養けい業者においては自分で講師も招いて単独でやつて、そ  
の随しゆし料の研究とか、或はコウジきんを買つて貯ぞうし料をつい  
る方法とかいう様な方法を非常に研究してやつて居るんだが、そうい  
う面において経済課そのものがこんなふうな面には力が入れてなり  
いんじゃないかと予算面でも、指導はどう云うふうによられか分り  
ませんが、予算に表わされた面が一つもないと云うこと非常に残念  
に思うけれどもそれについて課長さん、市長さんの施政方針の中にど  
う云う方法でこう云うものを育成して行くと考えられるか、予算の  
ら付がないので特にそういう団体に対して、或は今後、或は、こう母  
方針を立てられるか、或いはそういう特定のし料とか、或は、こう母  
んとかそう云うのがあれば補助して買わして育成して行くと考  
えられるか、

議 長〜5番議員の出席を報告致します。

市 長〜これは施策にはあるんだが現在の予算には現われていないと云うのは  
これは施策としては今の所おつしやる様に宜野湾市には養ぶた或は養  
けいを従来のままで各戸ともやつて行く状態ですが特に都市化しつ  
ある所に都市計画もやるんだから、それに支障来すものは、町の中にあ  
るぶた舎とか、養けいは確かに各戸でこれをやるとすれば、事業とし  
ても今後はし料の購入にしても生産品販売にしてもどうしても各家で  
いであれもやりこれもやりして小さい何はむずかしいことと何とかし  
て多頭し青、いわゆるこれを一つの企業としてやる様な方向にもつて  
行けば、そのし青場所にしても都市計画ともマツチ出来るんじゃない  
いかと思う訳でそこで向きたいと施策をもつて居りますが、現段階に  
おいては、はつきりしてこれを組合制度にするか或は事業者を招いて  
事業者にするかと云うこともありますし、これの補助政策にしても市  
民に対して或は事業者に対してもこれは一率にはいかな問題であり  
ますので養けいにしても或は又養ぶたにしても今個人でやつてい  
る所もあるし又組合つくつて居る様な所もありますが、この辺のところ  
をどうしてこれを奨励して行くためについては、よく課長とも話し  
てこれからの具体的な予算面に表わせる様なものを拾上げてやつ  
て行きたいと思つております。今年度にはまだその段階にまでは行  
つていないので予算には表われていないと云うことを申し上げておき  
たい。



3番～先の市長さんの答弁の中に都市計画はしてこういうちく産業者が町の中には出来ないと言う様なことでありましたが、これは何が軍司令か、何かなかつたのですか、2月1日までに立退かすとか何かそういう司令が来て居ませんでしたか。

市長～書いてないです。

議長～暫休致致します。(午前11時36分)

議長～再開致します。(午前11時39分)

3番～先つきの説明にも申し上げました通りに、農業者においては大体ひ料の助成とか、或は病ちゆう害の助成とか、こう言う事をやつておりますが必ずしも養けい業者においては病ちゆう害のく除費とか、こういう物の助成策とか、云う事がないと条例にもないんだけれども、今後そう言うような計画される考えがあるかどうか。

経済課長～そう云う必要はその業者の方々の要望はまだ聞いておりませんけれどもそう云う事が切実に考えられておるとするならば、そう云うものも研究して進めたいと思っております。それから養けい費については市としましても、そういう関心を持つておりました去年位は前になりましてこのたまたまが非常に軍が取る数量が少なくなりまして下落した場合があります、それでこの場合に輸入たまたまの輸入規制と云う問題まで突進した訳であります。輸入規制と云う事は貿易送策上ゆるされなくてそしてその輸入規制は出来ないにしても、島内産といわゆる輸入たまたまとの差別を付ける為のゴム印の印を付て島内たまたまの新鮮なたまたまの値うちを認させてこれの販路拡張をはかると云う面まではござつたわけとございます。それでその時は全島約な養けい費の組合を組織すると云う様な動きもあつたし、そして又中部地区にもそう云う養けい費の組合を作らんと及いかんと云う事が云われて、そう云うものを見て市としましても是非市一円の養けい組合を作らなければいかんと云つて度々我々が集りを催しましてそして養けい組合の発足までは待つて行つた訳であります。しかしその発足はしたものの決められた役員も全然にもしないし集りも全然に市も協力してそしてたまごの集荷もやつてそして料の一括購入もして養けい費の健全な運営を計ろうと云うふうな努力はした訳であります。けれども、何しろ現在の養けい費と云うのはし料とたまご販売と云う事でルートが出来ておりました、これが新しいルートに切替ると云う事が非常に農家として心配のようでありまして、新しいと云ふきらないのが現状であります。だからこういふ問題はそうとう農家の方々が今もルートをはなれて、組織すると云つた事については、そういう勇気があるんじゃないかとそれを確実に補償する制度の農協の計画と云うものが生れてこなければと云うて市一円の養けい費の組合と

3 答～先の市長さんの答弁の中に都市計画はしてこういうちく産業者が町の中には出来ないと言ふ様なことでありましたが、これは何が軍司令か、何かかなかつたですか、2月1日までに立退かすとか何かそういう司令が来て居ませんでしたか。

市長～きてないです。

議長～暫休釐致します。(午前11時36分)

議長～再開致します。(午前11時39分)

3 答～先つきのご説明にも申上げました通りに、農業者においては大体ひ料の助成とか、或は病ちゆう害の助成とか、こう云う事をやつておりますが必ずしも養けい業者においては病ちゆう害のく除費とか、こういふ物の助成策とか、云う事がないと条例にもないんだけれども、今後そう云うような計画される考えがあるかどうか。

経済課長～そう云う必要性はその業者の方々の要望はまだ聞いておりませんが、けれどもそう云う事が切実に考えられておるとするならば、そう云うものも研究して進めたいと思つております。それから養けい業については市としましても、そういう関心を持つておりました。去年位は前になりますがこのたまごが非常に軍が取る数量が少なくなりまして下落した場合があります。それでこの場合に輸入たまごの輸入規制と云う問題まで発展した訳であります。輸入規制と云う事は貿易送策上ゆるされなくてそしてその輸入規制は出来ないにしても、島内産といわゆる輸入たまごとの差別を付る為のゴム印での印を付て島内たまごの新鮮なたまごの値うちを認識させてこれの販路拡張をはかると云う面まではこぎつけたわけでございます。それでその時には全體的な養けい業の組合を組織すると云う様な動きもありますし、そして又中部地区にもそう云う養けい業の組合を作らんと云う事、云う事が云われて、そう云うものを見て市としましても是非市一円の養けい組合を作らなければいかんと思つて度々我々が集りを催しましてそして養けい組合の発足までは持つて行つた訳であります。しかしその発足はしたものの決められた役員も全然なにもしないと集りも全然持たないと、そう云うふうになりまして農業者もその時はそういうこれに市も協力してそしてたまごの集荷もやつてそして送料の一括購入もして養けい業の健全な運営を計らうと云うふうな努力はした訳でありますけれども、何しろ現在の養けい業と云うのは送料とたまご販売とはすんでにルートが出来ておりまして、これが新しいルートに切換えると云う事が非常に農家として心配のようでありまして、新しい組合にふみきらないのが現状であります。だからこういう問題はさうとう農家の方々が今のルートをはなれて、組織すると云つた事については、さういふ勇気がいるんじゃないかとそれを確実に補償する制度の農協の計画と云うものが生れてこなければとうてい市一円の養けい業の組合と



云うものは作れないんじゃないかと思つております。以上経過だけ説明しておきます。

12番～建設課長にお伺いします。土木費の面で道路新設改良費が長田に一件だけ出ておりますが、これ以外に道路改修工事をする所も沢山あると思ひますが、例えば私の野嵩の部落で通路の幅員を広くしてそして石符を入れて道路を改修すると云う事は、もう予算は出来ております。その為には地主にも当つて土地の提供をしてもらふ。それから受着てに当つてはその労務をやつてもらう。云うふうには大体プランを立てて。そして地主の納得も大体行つて順調にそのプランは立てております。が。そういう面に対して是非考慮して頂くという考えも持つておられますか。当局としてどういふお考えを云う気持は持つておられますか。いづれに助成してもらふお考えを云う気持は持つておられますか。たつたこれ一件だけならばこのへんお願ひします。

建設課長～お答え致します。建設課の方としましては現在都市計画の市街地の方の検討をしておりますが、それに応じてさらに又農林地域においても農道というもんに対して計画を進めるつもりであります。現在又その準備もしております。現在まで行なわれて来た道路は前にも申しました。準備も62年の3月に政府に提出された所のプランによつて進められ。ておる訳でございます。これは政府の経済局でございます。それでそれを平行して宜野湾市の農道としてそれ以外にも都市計画がマツチし。た道路を新たに計画しようとする方針を取つておる訳でございます。それで現在ここに計上されております。道路の方は出す。て。査定された道路でございます。これ以外にも計画を進める方針でございます。以上でございます。

12番～私が聞いておるのは政府計画ではありません。市当局として、これは新設ではありません。私が聞いておるのは道路はあるが幅が小さいか。将来は農業の近代化によつてフルトラーとか、或は耕運機材。キビ運搬の為のそういうものが入る程度に持つて行かなければならぬ。と云う考えの下におたずねしている訳です。政府の政策と。当局としてどういふ問題に対してどういふふうにお考えになつて。いるのか。

建設課長～この件に付ましては、市長の市政方針の中にもございました様に現在農道として従来まである道路は、幅員が小さいのでございます。それがまだ地域的に見ても必ずしも適当な位置かどうか。こういう所がまだ検討されてない訳でございます。それでなるべくその地域に応じて、又便利も良い。その様な様に均等のとれた道路にして整理して行きたいと云うふうにお考えをしております。



云うものは作れないんじゃないかと思っております。以上経過だけ説明しておきます。

12番～建設課長にお伺いします。土木費の面で道路新設改良費が長田に一件だけ出ておりますが、これ先に助成するかどうか、しないのか、そのへんお答え願います。それ以外に道路改修工事をする所も沢山あると思いますが、例えば私の野嵩の部落で通路の幅員を広くしてそして石粉を入れて道路を改修すると云う事は、もう9割は出来ております。その為には地主にも当つて土地の提供をしてもらう。それから受益者に当つてはその労務をやつてもらふと云うふうに大体プランを立ててそして地主の納得も大体行つて順調にそのプランは立てております。こういう面に対して是非助成して頂くという考えも持つておりますが、当局としてどういふお考えを持つておりますか。もち論これは全面的に市財政におんぶされると云う気持は持つておりません。いくらない助成してもらへるかどうか。たつたこれ一件だけしほられておるかこのへんお願ひします。

建設課長～お答え致します。建設課の方としましては現在都市計画の市街地の方の検討をしておりますが、それに応じてさらに又農林地域においても農道というもんに対して計画を進めるつもりでおります。現在又その準備もしております。現在まで行なわれて来た道路は前にも申しました様に62年の3月に政府に提出された所のプランによつて進められておる訳で御座います。これは政府の経済局でございます。それでそれを平行して宜野湾市の農道としてそれ以外にも都市計画がマツチした道路を新たに計画しようとするふうな方針を取つておる訳でございます。それで現在ここに計上されております。道路の方はすでに提出されて査定終つた道路でございませうしてこれ以外にも計画を進める方針でございます。以上でございます。

12番～私が聞いておるのは政府計画ではありません。市当局として、これは新設ではありません。私が聞いておるのは道路はあるが幅が小さいか、或は将来は農業の近代化によつてフルトラクターとか、或は耕運機やコンクリート等のそういうものが入る程度に持つて行かなければならぬと云う考えの下におたずねしている訳です。政府の政策とは違ふ。市当局としてこういう問題に対してどういふふうにお考えになつておるのか。

建設課長～この件に付ましては、市長の市政方針の中にもござりました様に現在農道として従来まである道路は、幅員が小さいのでございます。それから地域的に見ましても必ずしも適当な位置かどうか。こういう所がまだ検討されてない訳でございます。それでなるべくその地域に応じて、又便利も良い。そにならない様に均衡のとれた道路網にして整理して行きたいと云うふうにお考えをしております。

12番～私が聞いておるのはこの予算次年度において、これ一件にしぼる訳ですかと聞いている訳です、補助金は、

建設課長～現在の所そうでございます。

12番～これ一件ですか、これ一件にだけしか補助金はやらないと云う訳ですか、自発的に地主に当つてそれで地主も納得してその道の幅もせまい所を広くして、そして農道を作つて行くとその道も、もちろん無償提供です、そう云う所に対して補助金或は石粉の提供とか、そう云うもののある程度の援助とか、そういうふうな補助あるべきだと私は考えております、先つきから申上げたように市予算におんぶされるだけじゃなくいくらかの予定をすだけの完成をするための援助があつてほしいと私はたつたこれ一件に援助をして残りの自発的行為をやつていふのに対して市からの提供がない、或はいくらかの援助もないと云うことである所に私は納得出来ません。

議 長～暫休憩致します、(午前11時51分)

議 長～再開致します、(午前11時53分)

4 番～若かん関連するかと思ひますが、2～3ヶ年前までは、未端行政の未端部落の土木事業を活発に行なわしめてそしてそれに市が助成しておつたそういうふうな制度を取られておりましたが、しかし当然市の責任において維持管理をすべきだと云う立場から、それを廃止致しましてそしてこの助成を廃止して市が責任を持つて維持管理をするのと云う制度に切かえられておりますが、しかしやつて見るとやはりそこには未端部落の意欲例えば自分らの地域にある所のこの道路においてはある程度自分が維持管理の責任を負うと云つた立場から復活すべきだと云う様な事を再三議会でも問題に致しましたが、これについては検討されましたかどうか、そして新年賀においても尚市内にある所の道路は市で持つて責任持つて維持管理をするんだといつた様な考えであるのかどうか、それについてお伺いします。

議 長～1番議員の出席を報告致します。

市 長～市の事業で道路とか水路はこれは基本的な施設でありますので、市全体としての構想の下にこれを進めて行つた方が良く、すや部落には補助金として金を配つて思ひ思いに道を作られた場合にその市全体の計画との関連で困る事が出来ませんか、と云う所かも知れませんが、部落単位でやると云うことは、然し然しに検討しても適当じゃないと思ひます、それから市道、或は部落道路その維持管理については、部落から申されれば、一応その係の方をやつてそして応援については石粉をまいたり、或はその他の指導等の協力はやりたいと云う思つております。



12番～私が聞いておるのはこの予算次年度において、これ一件にしぼる訳ですかと聞いている訳です。補助金は、

建設課長～現在の所そうでございます。

12番～これ一件ですか。これ一件にだけしか補助金はやらないと云う訳ですか。自発的に地主に当つてそれで地主も納得してその道の幅もせまい所を広くして、そして農道を作つて行くとその道も、もちろん無償提供です。そう云う所に対して補助金或は石粉の提供とか、そう云うものの補ある程度の援助とか、そういうふうな補助あるべきだと私は考えております。先つきから申上げたように市予算におんぶされるだけじゃなくいくらかの予定をするだけの言成をするための援助があつてほしいと私はたつたこれ一件に援助をして残りの自発的行為をやっているのに対して市からの提供がない。或はいくらかの援助もないと云うことである所に私は納得出来ません。

議長～暫休憩致します。(午前11時51分)

議長～再開致します。(午前11時53分)

4番～若かん関連するかと思ひますが、2～3年前までは、末端行政の末端部落の土木事業を活発に行なわしめてそしてそれに市がある程度助成しておつたそういうふうな制度を取られておりました。しかし当然市の責任において維持管理をすべきだと云う立前から、あれを廃止致しましてそしてこの助成を廃止して市が責任を持つて維持管理をすると云う制度に切かえられておりますが、しかしやつて見た場合にやはりそこには末端部落のその意欲例えば自分らの地域にある所のこの道路においてはある程度自分らが維持管理の責任を負うと云つた様な立場から復活すべきだと云う様な事を再三議会でも問題になりましたが、これについては検討されましたかどうか。そして新年度においても尚市内にある所の道路橋は市で持つて責任持つて維持管理をするんだといった様な考えであるかどうか、それについてお伺いします。

議長～1番議員の出席を報告致します。

市長～市の事業で道路とか排水はこれは基本的な施設でありますので、市全体としての構想の下にこれを進めて行つた方が良く、すぐ部落に補助金として金を配つて思い思いに道を作られた場合にその市全体の計画との関連で困る事が出て来ませんか。と云う所から道路の各部落単位でやると云うことはまだに検討しても適当じゃないと思ひます。それから市道、或は部落道路その維持管理については、部落から申請があれば、一応その係の方をやつてそして応援については石粉をまいたり、或はその他の指導等の協力はやりたいと云う思つております。

4 番～私が聞いているのは、もちろんだと、或は農道の新設改良と  
 ついては都市計画及び土木事業の新設の下に当然市がある所での  
 維持管理に於いては、その地帯に於いては、当然市が責任を負  
 担するべきだ、と助成を云う事は全然考慮されなかつたか、私  
 がこの維持管理をやらせておつた方法が、それがその道に於いて  
 それについて、その方法を、それがその道に於いて、それがその  
 うのは、従来は、その道に於いて、それがその道に於いて、それが  
 採用して、市がその計画に於いて、それがその道に於いて、それが  
 用で、補助して、それがその道に於いて、それがその道に於いて、  
 うな方法を、従来は、その道に於いて、それがその道に於いて、  
 りを、停止して、それがその道に於いて、それがその道に於いて、  
 う石を、布して、それがその道に於いて、それがその道に於いて、  
 おります、そういうお考えであるのか、又従来のある程度、その  
 責任を持たしてやられるお考えであるのか。

市 長～部落の道路の維持管理の経費は、2ヶ年この方も、又その前も、これは部落  
 にあると思いますが、只これを施工するに於いては、金を補つたして、部  
 落に責任をもち、せよと云うこと、或は、部、落、の、方、か、ら、そ、の、  
 れが必要がある場合は、百に申請して、石、粉、或、は、プ、ル、ド、ー、  
 を出して、助成すると、助成すると云う方法を、この2ヶ年後、或は、  
 先も続けて行きたいと、思つております。

4 番～市長の御答弁を聞いて、いると、部落から、例えば、維持管理において、その地  
 域の道路が、非常に、悪くなつた、と、そこで、その部落の、必要性が、あれば、申請  
 させると、それによつて、今、度、は、市は、協力を、している、と、云つた、様、な、お、  
 考えである、と、訳、です、か、。、そう、すると、その、部落に、ある、所、の、道、路、は、誰、の、  
 である、か、。、維持管理の、面、は、法、的、に、誰、の、責任、である、か、。、お、伺、い、し、ま、す、。

市 長～部落の責任の道路もあれば、市にある所のいわゆる幹線になる様な道路  
 は、市に責任は、ある、と、思、い、ま、す、。

4 番～市道において、当然、市の、責任、の、維持管理、或は、政府、補助、に、お、い、て、も、道、路、の、  
 の、整理、に、お、い、て、市に、属、し、て、お、れ、ば、当然、部、落、から、申請、が、ある、う、ろ、う、が、無、か、  
 り、が、。、その、維持管理の、責任、は、市、が、負、う、べ、き、だ、と、云、う、私、は、考、え、方、に、立、つ、  
 て、お、り、ま、す、が、。、市、から、部、落、が、悪、い、か、ら、な、お、し、て、く、れ、と、云、う、様、な、  
 がある、場合、に、又、限、つ、て、市、が、調査、し、て、さ、せ、ると、云、つ、た、様、な、考、え、て、  
 の、か、。

市 長～市道ではありません、先づきは部落の道路とみなたが、おつしやつたか  
 ち部落道路は、そう、ある、べ、き、だ、と、その、部落、の、中、に、市、道、が、あ、れ、ば、こ、れ、は



4 番～私が聞いているのは、もろ論道路の新設だとか、或は農道の新設改良については都市計画及び土木事業の計画の下に当然市がなすべきだと云う私は考えを持っておりますので、だがしかし現在ある所の道路の維持管理においてはその地域においてもある程度責任を持ってこの負担も考えるべきだという様な立場に立つての質問であります。そこでこの予算からすると助成と云う事は全然考えられてなくて、市の直営市がこの維持管理を維持修繕をやらんだと云うような予算の組み方でそれについてそういうふうな進め方を今後もやるのか、或は従来の維持管理をやらせておつた方法の現状が対象になつたかどうか、私が云うのは従来はその道路その部落が1応は維持修繕をするんだと云つた様な計画を1応立てた訳です。それでそこにあの条例の補助規程を適用してじや市がこの計画資料によつて予算の範囲内において70%までは補助してそれは定期的にしようが、資材にしようがそう云つたような方法を従来取つておつた訳であります、しかし2ヶ年前からそれを廃止して市でもつて耳を買ひ、そして山を買つて全部市がそう云う石粉を撒布して維持管理をするんだと云うような制度に替へられております。そういうお考えであるのか、又従来のある程度その部落に責任を持たしてやられるお考えであるのか。

市長～部落の道路の維持管理の修理は2ヶ年この方も又その前もこれは部落にあると思ひますが、只これを施工するにおいては、金を持たして部落に責任を持ちきらせてやると云うことじやなしに部落の方からそれが必要がある場合には市に申請して石粉或はブルドーザー或はグレーを出して助成すると援助すると云う方法をこの2ヶ年後或はこれから先も続けて行きたいと云う思つております。

4 番～市長の御答弁を聞いていると部落から例えば維持管理においてその地域の道路が非常に悪くなつたとそこでその部落の必要性があれば申請させるとそれによつて今度は市は協力をしていくんだと云つた様なお考えである訳ですか。そうするとその部落にある所の道路は誰の責任であるか、維持管理の面は法的に誰の責任であるか、お伺いします。

市長～部落の責任の道路もあれば市にある所のいわゆる幹線になる様な道路は市に責任はあるところ思ひます。

4 番～市道において当然市の責任の維持管理或は政府補助においても、道路の整理において市に属しておれば当然部落から申請があろうが無かつたが、その維持管理の責任は市が負うべきだと云う私は考え方に立っておりますが、市から部落から、悪いからなしてくれと云う様な事がある場合に又限つて市が調査してさせると云つた様な考えであるのか。

市長～市道ではありません。先つきは部落の道路とあなたがおつしやつたから部落道路はそうあるべきだとその部落の中に市道があれば、これは

市の方で維持管理はやらねばいかんところ思うのであります。

4 番～お伺いしますが、無地番の道路、元の道路は無地番であります、無地番であれば私は当然法的には市の所在、或は市の所有に属するんだと云う見解に立つておりますが、それはあくまでも、その部落の所有であるのか、どうか、市道だけが市の責任においてはすべきだと云う様なお考えであります、無地番である所の部落にある道路そのものはその部落の権限に属するものであるか。

市長～無地番？

4 番～道路ですか、もち論道路は無地番であります、市道であろうが、或は部落道路であろうが、それは市道の場合は市の所有すると或は部落道の場合はその部落の所有に属するのかどうか、市の所有に属するんぢやなくしてあくまでも部落の所有に属するかどうか。

市長～所有についてはこれは、部落だけではない、いわゆる丁度今の無地番賃貸料が市にこれを支払する様に法的にも管理とか、或は何を与えられた地料を主として義代表として受取っておりますが、これをその部落のものだけでもない、市だけのものでもない、いわゆる社会的に使われている様なそのものはこれは社会の全体のものであつて只この維持管理は特に部落において施設された分についての維持管理は部落道路は、部落で持、市道は市道で持つて管理してこれを維持修繕をすると云うことであつて、その売つたり買つたりする様な権利と云う事はこれは市にもないところ思うのであります。

4 番～私が聞いているのは当然この道路の責任ですか、道路に関する責任者は法的には部落であるのか市であるのか。

市長～修理とか維持管理でしょう。

4 番～それは維持管理であろうが、その道路に関する限り法的には誰が責任者ですか。

市長～どの法的ですか、その所有権ですか。

4 番～所有であろうが、或は又その道路ですか、例えば権限をそう云つた或は道路においては、或は道路の？

市長～浄水地ですか、今おつしやるのは、私が云うのは？

議長～暫休願致します。(午後零時05分)

議長～再開致します。(午後零時15分)



市の方で維持管理はやらねばいかんところ思うのであります。

4 番～お伺いしますが、無地番の道路。元の道路は無地番であります。無地番であれば私は当然法的には市の所有、或は市の所有に属するんだと云う見解に立つておりますが、それはあくまでも、その部落の所有であるのか、どうか。市道だけが市の責任においてはすべきだと云う様なお考えでありますが、無地番である所の部落にある道路そのものはその部落の権限に属するものであるか。

市長～無地番？。

4 番～道路ですか。もち論道路は無地番であります。市道であろうが、或は部落道路であろうが、それは市道の場合は市の所有すると或は部落道の場合はその部落の所有に属するのかどうか。市の所有に属するんぢやなくしてあくまでも部落の所有に属するかどうか。

市長～所有についてはこれは、部落だけではない。いわゆる丁度今の無地番賃貸料が市にこれを支払う様に法的にも管理とか、或は何を与えられた地料を主として議代表として受取つておりますが、これをその部落のものだけでもない。市だけのものでもない。いわゆる社会的に使われている様なそのものはこれは社会の全体のものであつて只この維持管理は特に部落において施設された分についての維持管理は部落道路は、部落で持。市道は市道で持つて管理してこれを維持修繕をすると云うことであつて、その売つたり買つたりする様な権利と云う事はこれは市にもないところ思うのであります。

4 番～私が聞いているのは当然この道路の責任ですか。道路に関する責任者は法的には部落であるのか市であるのか。

市長～修理とか維持管理でしょう。

4 番～それは維持管理であろうが、その道路に関する限り法的には誰が責任者ですか。

市長～どの法的ですか。その所有権ですか。

4 番～所有であろうが、或は又その道路ですか。例えば権限をそう云つた或は道路においては、或は道路の？。

市長～請水地ですか。今おつしやるのは、私が云うのは？。

議長～暫休憩致します。(午後零時05分)

議長～再開致します。(午後零時15分)

4 番～それについてはもう少し研究して頂く様願います。そこでこの維持管理をなす場合に部落から申請があつたらやるんだと云つた様な市民の考方でありますが、私は市民は市内の道路毎日の様にはしつております。そこでどの道路が1番悪いんだと云うことはたえずキツツキしていると言ふ様は立場に立つた場合はその部落から申請があるうがならず、土木事業と或は維持修繕を充分やるんだと云つた立場から、重点的に申請があるうが無かるうが、或はそういつた部落に所属しよるうが、或はそう云つたしなかるうが当然市内の道路においては重点的に整理して行く或は修繕して維持していくと云つた様な立場がその処置が認むべきだと云うような考えに立つておりますが、それについては違ひないですか。

市長～はい、市当局の方で、たとえ市長じやなしに職員からでも特にこれに関係するのは建設課でありますから、あの道路は誰も何んともないんだが修理したいと思ふ所は、修理もし又これに対して排水が悪ければ工事もするというふうな事はこれは当然やるべきだとこう思います。

4 番～先の部落から申請があるからやるんだと、或はないからやらないんだと云う事は云えない訳ですか。

市長～申請のないものは当然やらないと云う訳じやありません。特に市としてやらねばならないものはやります。申請があるうが無かるうがです。

4 番～新年度においてはですか、この維持道路費の修繕費が300000000円余り計上されておりますが、その道路維持の修繕する計画はどうなつているか、それについて。

建設課長～只今の御質問に答弁致します。道路の維持修繕で御さいますが、現在まで道路の維持管理と云うのが申請によつてなされておつた訳でございますが、その申請主義といひますか。申請による修理と云うのはこれからなるべく隔止して行きたいと云いますのは、役所の市の立場においてこれを申請じやなくして、こちらから進んでどう云うのを調査してそれで悪い箇所は逐次なおして行くところ云う方向に持つて行きたいと思ひます。それで今市長の答弁にもありましたが申請によつてなされた事は確實に実施するとその以外においても、尚調査してやるどころ云うふうにおつしやられておるのでございませう。

4 番～申請があろうが、1応はこの維持修繕をするんだと云つた様な計画的にこの予算が組まれるんじやないかと思ひますが、そういった様な計画が申請箇所も含めて計画がなされているかどうか、新年度においていくらなされたか、その計画が、そしてその内のこの予算は何%であるのかそれを知りたい。

建設課長～これは？。



4 答～それについてはもう少し研究して頂く様願います。そこでこの維持管理をなす場合に部落から申請があつたらやるんだと云つた様な市民の考方でありますが、私は市民は市内の道路毎日の様にはしつておりまして。そこでどの道路が1軒悪いんだと云うことはたえずキツチしてると云う様な立場に立つた場合はその部落から申請があるろうがなかろうが、土木事業と或は維持修繕を充分やるんだと云つた立場から、重点的に申請があるろうが無かろうが、或はそういつた部落に所属しようが、或はそう云つたしなかるうが当然市内の道路においては重点的に整理して行く或は修繕して維持していくと云つた様な立場がその処置が講じらるべきだと云うような考えに立つておりますが、それについては間違いはないですか。

市長～はい。市当局の方で、たとえ市長じやなしに職員からでも特にこれに関係するのは建設課でありますから、あの道路は誰も何んともないんだが修理したいと思う所は、修理もし又これに対して排水が悪ければ工事もするというふうな事はこれは当然やるべきだところ思います。

4 答～先の部落から申請があるからやるんだと、或はないからやらないんだと云う事は云えない訳ですか。

市長～申請のないものは当然やらないと云う訳じやありません。特に市としてやらねばならないものはやります。申請があるろうが無かろうがです

4 答～新年度においてはですか、この維持道路費の修繕費が3000\$余り計上されておりますが、その道路維持の修繕する計画はどうなつてゐるか、それについて。

建設課長～只今の御質問に答弁致します。道路の維持修繕で御さいますが、現在まで道路の維持管理と云うのが申請によつてなされておつた訳でございますが、その申請主と云いますか。申請による修理と云うのはこれからなるべく停止して行きたいと云いますのは、役所の市の立場においてこれを申請じやなくして、こちらから進んで云うのを調査してそれで悪い所は逐次なおして行くところ云う方向に持つて行きたいと思ひます。それで今市長の答弁にもありました様に申請によつてなされた事は確実に実施するとその以外においても、尚調査してやること云うふうにおつしやられておるのでございませう。

4 答～申請があるろうが、1応はこの維持修繕をするんだと云つた様な計画的にこの予算が組まれるんじやないかと思ひますが、そういった様な計画が申請箇所も含めて計画がなされているかどうか、新年度においていくらなされたか、その計画が、そしてその内のこの予算は何%であるのかそれを知りたい。

建設課長～これは？。

4 番～修繕すべき道路をですね、市内のそして重点的に新年度においては、申請がある箇所と、ない箇所でも重点的に修繕しなければいけないと云う計画がなされているんじゃないかと思しますので、その計画がどの程度なされているか、それは市道であろうが、部落道路であろうが全部ひつくるめてどういふような計画がなされているかそれについて。

建設課長～現在この維持修繕費と云う費目でございますが、これを市内一円にわたつてなされております。市内一円にわたつてですか。

4 番～市内一円にわたつて積面にしてどの位の維持管理の計画がなされておりますか。

議 長～暫休憩致します。(午後零時17分)

議 長～再開致します。(午後零時18分)

4 番～この維持修繕費の積算の基礎についてお答え願います。

建設課長～3414\$と云う石粉地域シヤ#でございまして、それが1時間当り50センこれの35時間の2圓と云うことにしてシヤ#代が計上されております。それからトラックの2.50センその250坪の2圓分約500坪でございまして、それからローラーの転任費であります。これは1時間4\$その35時間の2圓とそれから撒水車の2\$35時間の2圓とそして今のシヤ#代が525\$それからトラック代が1250\$それからローラーの借用料が280\$それから撒水車の140\$とこう云うふうなのを計上してございまして。

4 番～私が云うのは資材費であります。今300\$と云うのは何坪分であるのか、資材費の石粉の意味じゃないかと思いませんか。

建設課長～これは石粉とそれからコンクリートをすな、バラス、セメントと云う物を計上して普通排水のアンキヨウに使う材料費を組んであります。

4 番～新年度において、石粉を必要とする量はいくらであるか、道路を整備するための石粉を原料を必要とする数量についてお伺いします。

建設課長～この積算は非常にむづかしい問題でありまして、まだやつておりません。と云いますのはその道路について調べて行く必要がございまして、実際の場合整備と合わせて削つて、さらに盛ると云うこともございましてそこまではやつておりません。

4 番～本年度の現行年度のですか、石粉を各部落にその維持費修繕のための石粉を配布して数量は全部でいくらであるのか。



4 番～修繕すべき道路をですれ、市内のそして重点的に新年度においては、申請がある箇所と、ない箇所でも重点的に修繕しなければいけないと云う計画がなされているんじゃないかと思しますので、その計画がです。どの程度なされているか。それは市道であろうが、部落道路であろうが全部ひつくるめてどういうふうな計画がなされているかそれについて。

建設課長～現在この維持修繕費と云う費目でございますが、これを市内一円にわたつてなされております。市内一円にわたつてですか。

4 番～市内一円にわたつて幅面にしてどの位の維持管理の計画がなされておりますか。

議 長～暫休憩致します。(午後零時17分)

議 長～再開致します。(午後零時18分)

4 番～この維持修繕費の積算の基礎についてお答え願います。

建設課長～3414\$と云う石粉地域シャボでございます。それが1時間当り50センこれの35時間の2回と云うことにしてシャボ代が計上されております。それからトラツクの2.50センその250坪の2回分約500坪でございます。それからローラーの転圧費であります。これは1時間4\$その35時間の2回とそれから撒水車の2\$35時間の2回とそして今のシャボ代が525\$それからトラツク代が1250\$それからローラーの借用料が280\$それから撒水車の140\$と云うふうなのを計上してございます。

4 番～私が云うのは資材費であります。今300\$と云うのは何坪分であるのか。資材費の石粉の意味じゃないかと思いませんか。

建設課長～これは石粉とそれからコンクリートをすな。バラス。セメントと云う物を計上して普通排水のアンキヨウに使う材料費を組んであります

4 番～新年度において、石粉を必要とする量はいくらであるか。道路を整備するための石粉を原料を必要とする数量についてお伺いします。

建設課長～この積算は非常にむづかしい問題でありまして、まだやつておりません。と云いますのはその道路について調べて行く必要がございまして実際の場合整備と合わせて割つて、さらに盛ると云うこともございましてそこまではやつておりません。

4 番～本年度の現行年度のですか。石粉を各部落にその維持費修繕のための石粉を配布して数量は全部でいくらであるのか。

建設課長～現年度にやつた石畳の量でございすが639坪になつております  
それでこの内訳を申し上げます。

4 番～この予算で現在市内にもある道路網の整備がある程度整備出来る額で  
あるかどうか、私は非常に少いと云う感じがしますが、

建設課長～これは普通程度でございすので、充分とは申上げにくいのでござ  
います。それから補修の程度でございすが、現在くほみ程度のもん  
でございすので、これをいくらかの改良を加えてやると云う事に  
なると現在量ではとても足りないと思ひます。

5 番～宜野湾市の市政が現状維持ではいけないと云う事はそれは説明不要の  
常識であります。そして市政の方向は宜野湾市が将来に向つて発展す  
ると云うのが只1つの方向であります。その場合にはあくまで積極と  
云うし勢で当局は市政に当つてもらわなくちやいかないと思ふのです  
が、行政を積極的にならすためには、あくまで財源確保が第1要件  
であります。そこでその観点に立ちまして税関係は質問いたします。越  
今後の税才入を市税才入の平常のあり方をながめて見ました場合越  
の才入がどうも納得出来かねる点がありますので市長に質問いたしま  
す。市民税固定資産税、事業税この税において見込額に対する計上額  
のパーセントが別々になつております。50%と60%と云つた本うに  
そこで質問に入ります。市民税の滞納繰越見込額に対する計上額を5  
0%におさえたい根拠を説明して下さい。他の比較においてしよ  
ないからこの質問のあり方を進めます。市民税が滞納繰越見込額に  
対する計上が50%におさえたい固定資産税を60%に押え、事業税を50  
%に押えてあるこの一率じゃない所の最抵パーセントはそこをそれな  
りの理由があつての計上のあり方だと思ふのですが議会が納得出来  
るように説明願ひします。課長がいなければ、助役、助役が説明  
なければ市長答弁して下さい。予算説明書の最初のページ。

財政課長～これは今までの実績をかえての事でありますので、

5 番～実績を押えたと云うのが、この設定のあり方の理由になると今の説  
明からすると、そうすると今後も今までの実績でそのあり方を進め  
て行きたいと当局の意向になります。それで良いと思ひますか。市  
長さんは、

市長～年々向上するように努力して行きたいと思ひます。

5 番～年々向上するように努力したいと云うのは口だけであります。そうで  
ありますならば、実績はつまり現在までのあり方はなつていないと云  
う事市長自から市政方針において残念であると云う事を白状して居り  
ます。それならば今までのあり方から1歩も、10歩も前進しなくち  
やいかないと云うのが当局の義務であります。であるにかかわらず突



建設課長～現年度にやつた石粉の量でございすが639坪になつております  
それでこの内訳を申し上げます。

4 答～この予算で現在市内にもある道路網の整備がある程度整備出来る額で  
あるかどうか。私は非常に少いと云う感じがしますが。

建設課長～これは普通程度でございしますので、充分とは申上げにくいのでござ  
います。それから補修の程度でございすが、現在くほみ程度のもん  
でございしますので、これをいくらかの改良を加えてやると云う事にな  
ると現在量ではとても足りないと思ひます。

5 答～宜野湾市の市政が現状維持ではいけないと云う事はそれは説明不要の  
常識であります。そして市政の方向は宜野湾市が将来に向つて発展す  
ると云うのが只1つの方向であります。その場合にはあくまで積極と  
云うし勢で当局は市政に当つてもらわなくちやいかないと思ふのですが  
が、行政を積極的にならすためには、あくまで財源確保が第1要件  
であります。そこでその端点に立ちまして税関係で質問いたします。  
今後の税才入を市税才入の平常のあり方をながめて見ました場合繰越  
の才入がどうも納得出来かねる点がありますので市長に質問いたしま  
す。市民税固定資産税、事業税この税において見込額に対する計上額  
のパーセントが別々になつております。50%60%と云つたふうに  
そこで質問に入ります。市民税の滞納繰越見込額に対する計上額を5  
0%におさえたい根拠を説明して下さい。他の比較においてしようが  
ないからこの質問のあり方を進めます。市民税が滞納繰越見込額に対  
する計上が50%におさえたい固定資産税を60%に押え、事業税を50  
%に押えてあるこの一率じやない所の最低パーセントはそこにそれな  
りの理由があつての計上のあり方だと思ふんですが議会が納得出来る  
ように説明をお願いします。課長がいなければ、助役、助役が説明出来  
なければ市長答弁して下さい。予算説明書の最初のページ。

財政課長～これは今までの実績をかえての事でありますので。

5 答～実績を押えたと云うのが、この設定のあり方の理由になると今の説  
明からすると、そうすると今後も今までの実績でそのあり方を進め  
て行きたいと当局の意向になります。それで良いと思ひますか。市  
長さんは。

市長～年々向上するように努力して行きたいと思ひます。

5 答～年々向上するように努力したいと云うのは口だけであります。そうで  
ありますならば、実績はつまり現在までのあり方はなつていないと云  
う事市長自から市政方針において残念であると云う事を白状して居り  
ます。それならば今までのあり方から1歩も、10歩も前進しなくち  
やいかないと云うのが当局の義務であります。であるにかかわらず

積に基づいて云われるんですが、突積そのものを当てはめられたですか財政課長さん。

財政課長～そうではない訳でありまして、

5 番～さらに時間の関係上要約して進めますから、それならば突積をこの設置のあり方はあくまで過去の突積が重要な算定の要素になつております。あなた方の説明によりますと、他のいわゆる第1予算の見込額に対してそれぞれ計上額は90%～100%を押えております。なぜその努力がなされませんか。自信がないんですか。調査の上でいわゆるこの滞納者は現状において支払い能力がないものだと言いますが、この上でのところ云うパーセントの立て方ですか。さらに進めます。この各50%、60%そういうふうには計上額をはめてありますが、これをそれぞれ80%まで上げた場合90%じゃなくて無理のない所の80%まで押上げた場合には、私の概算では約7000\$余りの増収が確保されます。その滞納額の多を80%でそれぞれ上つただけで7000\$余りの増収が財源がいわゆる確保されます。その7000\$余りの金と云いますのは、事務吏員の宜野湾市当局の事務吏員の課長級、10名は採用出来ます。10名を当局は人員不足もその都度理由にしておりますが、いくらでもいわゆる課長級10名の財源はそこらへころがつています。やれば出来る事をやらないと云うのは、あくまで当局が政治的意欲がない証とあります。市長はこれも、あと任期中はやつて行かれると云う考え方があるんですか。はつきりここで誠意ある答弁をお願いします。その場かぎりの答弁じゃなくて。

市長～あなたの云うのは、任期中はやめないで続けるつもりかと云う？

5 番～そうではありません。任期中までは当然やるつもりでありますか。

市長～何をやると云うんですか。

5 番～さあ、何んでしょうか。

市長～努力をするつもりであります。

5 番～今の私の質問の内容で何を聞かれているかは、市長は当然判断してそれによつてこの範囲内で答弁あつてしかるべきです。

市長～やるつもりであります。

5 番～やるつもりでありますじゃないですよ。市長としてそういうふうな予算の立て方から、ちゃんと伺えます。意欲的じゃないと云うことは、



積に基づいて云われるんですが、実績そのものを当てはめられたですか財政課長さん。

財政課長～そうではない訳であります。

5 答～さらに時間の関係上要約して進めますから、それならば実績をこの設置のあり方はあくまで過去の実績が重要な算段の要素になつております。あなた方の説明によりますと、他のいわゆる第1予算の見込額に対してそれぞれ計上額は90%～100%を押えております。なぜその努力がなされませんか。自信がないんですか。調査の上でいわゆるこの滞納者は現状において支払い能力がないものだと言う私性があるつての上でこのよう言うパーセントの立て方ですか。さらに進めます。この各50%、60%そういうふうに計上額をはめてありますが、これをそれぞれ80%まで上げた場合90%じゃなくて無理のない所の80%まで枠を上げた場合には、私の概算では約7000\$余りの増収が確保されます。その滞納費の80%でそれぞれ上つただけで7000\$余りの増収が財源がいわゆる確保されます。その7000\$余りの金と云いますのは、事務吏員の宜野湾市当局の事務吏員の課長級、10名は採用出来ます。10名を当局は人員不足もその都度理由にしておりますが、いくらでもいわゆる課長級10名の財源はそこらへころがつています。やれば出来る事をやらないと云うのは、あくまで当局が政治的意欲がない証とあります。市長はこれも、あと任期中はやつて行かれると云う考え方があるんですか。はつきりここで誠意ある答弁をお願いします。その場かぎりの答弁じゃなくて。

市長～あなたの云うのは、任期中はやめないで続けるつもりかと云う？

5 答～そうではありません。任期中までは当然やるつもりでありますか。

市長～何をやると云うんですか。

5 答～さあ、何んでしようか。

市長～努力をするつもりであります。

5 答～今の私の質問の内容で何を聞かれているかは、市長は当然判断してそれによつてこの範囲内で答弁あつてしかるべきです。

市長～やるつもりであります。

5 答～やるつもりでありますじゃないですよ。市長としてそういうふうな予算の立て方から、ちゃんと伺えます。意欲的じゃないと云うことは。

市長～年々向上させて行くつもりであります。

5 番～私が云うのは根本的市政に対する根本的のあり方はそれで良いですかを聞いておる訳です。

市長～はい。

5 番～良いと思われるんですか。

市長～はい。

5 番～これだけ答弁を得たら後は又何をか云わんで聞く必要はありません。課長にお伺いします。予算編成の過程において、要求額の計上の中にこのパーセントは同じですか。見込額に対する計上額を50%～60%に上げたのは要求計上の場合を同じになつておりますか。パーセンテージは？。

財政課長～そうです。

5 番～同じですか。それに対して市長はこれじやだめじやないか。もつと積極的に要請するには、そのパーセントではだめじやないかと云つた様な指導はなかつたかですか。或は勧告はなかつたかですか。

財政課長～突發を考慮に入れての計上です。

5 番～これはそこに予算案として滞納繰越見込額に対する計上のわくを設定してあります。これは最初予算編成の作業の出発点あなた方が上司に要求書を提出しますか。その場合の資料もそつくり同じですか。そこでそれを見られて決定権を持つておられる市長がだめじやないかと云うようなそれは議会でも指摘されているし、80%くらい或は70%位まで上げなくちや、上げるように努力しなくちやいかんじやないかと云つた様な勧告或は注意指導はありましたか。ありませんか。

財政課長～はい。

1 5 番～先日の経済課長の答弁によりますと予算面で才出の方が出来上つたのが5月の下旬だと云う事でありますが、これは市長の予算の立て方として健全だと思われませんか。いわゆる才出の予算が各課長が要求する数字の枠で立てたのが5月の下旬だと云う答弁でございましたけれども市町村の財政のあり方予算の組み方として妥当と思われませんか。

市長～予算については、出来るだけ早く資料も集めてそして準備にかかるのが良いんですが、実際の所その資料がまとまるのがいつでも5月6月



市長～年々向上させて行くつもりであります。

5 答～私が云うのは根本的市政に対する根本的のあり方はそれで良いですかを聞いておる訳です。

市長～はい。

5 答～良いと思われるんですか。

市長～はい。

5 答～これだけ答弁を得たら後は又何をか云わんで聞く必要はありません。課長にお伺いします。予算編成の過程において、要求額の計上の中にこのパーセントは同じですか。見込額に対する計上額を50%～60%に上げたのは要求計上の場合を同じになつておりますか。パーセンテージは？。

財政課長～そうです。

5 答～同じですか。それに対して市長はこれじやだめじやないか。もつと積極的に要請するには、そのパーセントではだめじやないかと云つた様な指導はなかつたかですか。或は勧告はなかつたかですか。

財政課長～実績を考慮に入れての計上です。

5 答～これはここに予算案として滞納繰越見込額に対する計上のわくを設定してあります。これは最初予算編成の作業の出発点あなたの方が上司に要求書を提出しますか。その場合の資料もそつくり同じですか。そこでそれを見られて決定権を持つておられる市長がだめじやないかと云うようなそれは議会でも指諭されているし、80%くらい或は70%位まで上げなくちや、上げるように努力しなくちやいかんじやないかと云つた様な勧告或は注意指導はありましたですか。ありませんですか。

財政課長～はい。

15 答～先日の経済課長の答弁によりますと予算面で才出の方が出来上つたのが5月の下旬だと云う事ではありますが、これは市長の予算の立て方として健全だと思われませんか。いわゆる才出の予算が各課長が要求する数字の枠で立てたのが5月の下旬だと云う答弁でございましたけれども市町村の財政のあり方予算の組み方として妥当と思われませんか。

市長～予算については、出来るだけ早く資料も集めてそして集備にかかるのが良いんですが、実際の所その資料がまとまるのがいつでも5月6月

にならんと充分なるはあくが出来ないので早いのに越た事はないけれども現実において実際やる場合にはその附近にしかやれないと云うのはこちらの収入見積を充分はつきりするのこの附近に申には6月ならんとはつきりしないのも出てくるので概算で更正するよりもある程度そこに見積りをにぎつてから予算を立てるのが良いと思つて5月にやつておりますが早いに越した事はないけれども実際これを行ふにおいては5月の末でもけん突と云うよりも、しつかりした予算案を作るには止むを得ないんじゃないかと思うております。

15番～概算的に構想でも良いですが、概算して出来た市長なりの構想として大体何月位までに出来る訳ですか。

市長～大体去年の予算がこれ位だから今年はこれは落るんだが、これは増すだろうと概算だつたならば、4月～2月～3月からでもそれは出来ると思ひます。ところが中には全然予想しないのが入つたり特に政府事務の如きはその支度や何がはつきりするの年度未きてもこれがはつきりしないのがありますので、あまり早いと云うと結局作つた予算を更正して行かねばならん様な事が多いと思う訳であります。

15番～総務課長にお伺いしますが、大体他市町村の状況についてはどうなつておりますか。

総務課長～大体中部地区の状況からしますと5月いつばいでは大体のね組はまどまつております。最終的な形式的に整理して議案として議会に提出するようになるのは6月の上旬というふうなのが現在の状況であります。これは市町村自治法の規定によつて年度開始前に付ましての派以前に提出しなければいけないとそういう何もございまして、極力どの市町村においてもその方法を遵守して整理をして行くとうふうな状況であります。それから中部地区で20日以前に提案した所は、いわゆる宜野湾それからコザ奥里はその点やつて居ります。それから大半の市町村は14～15日と云うふうな何で大体半々位であります。平均の何でありますか1様市長としての施策と云うものは実際にやられても5年度の施策もちゃんと予算の構想と云うものを立になつておいていかも知らないし、ただ編成業務と云うのは、そう云う方法市政の着想を研究的にまとめると云うのは毎日がその業務と又職務とあらわれを前提とする政策の着想と云う事は毎日がその業務と又職務とあらわれはなすべきものだ、たら最終的の許數整理の場合にいわゆる自分の施策をどういふふうな方向に重点的に反映させて行くかと云う事は予算編成の場合におのずからそこはでてくる訳ではあります。大体予算編成業務と云うのは、こういう事でございまして。

3番～職員給に付しまして職員給が大体10%アルファという線とございしますが、この線は財源があつて、それだけ持つて来たものか或は従来の



にならんと充分なるはあくが出来ないので早いのに越した事はないけれども現実において実際や場合にはその附近にしかやれないと云うのはこちらの収入見積を充分はつきりするものこの附近にして中には6月ならんとはつきりしないのも出てくるので概算で更正するよりもある程度そこに見積りをにぎつてから予算を立てるのが良いと思つて5月にやつておりますが早いに越した事はないけれども実際これを行ふにおいては5月の末でもけん実と云うよりも、しつかりした予算案を作るには止むを得ないんじやないかと思つております。

15番～概算的に構造でも良いですが、概算して出来た市長なりの構想として大体何月位までに出来る訳ですか。

市長～大体去年の予算がこれ位だから今年これは落るんだが、これは増すだろうと概算だつたならば、4月～2月～3月からでもそれは出来ると思ひます。ところが中には全然予想しないのが入つたり特に政府事業の如きはその支度や何がはつきりするの年度未きてもこれがはつきりしないのがありますので、あまり早いと云うと結局作つた予算を更正して行かねばならん様な事が多いと思つております。

15番～総務課長にお伺いしますが、大体他市町村の状況についてはどうなつておりますか。

総務課長～大体中部地区の状況からしますと5月いつばいでは大体のね組はまとまつております。最終的な形式的に整理して議案として議会に提出するようになるのは6月の中旬というふうなのが現在の状況であります。これは市町村自治法の規定によつて年度開始前に付ましての擬以前に提出しなければいけないとそういう何もございまして、極力どの市町村においてもその方法を導守して整理をして行くとうふうな状況であります。それから中部地区で20日以前に提案した所は、いわゆる宜野湾それからコザ美里はその点やつて居ります。それから大半の市町村は14～15日とか云うふうな何で大体半々位であります。平均の何でありますか1様市長としての施策と云うものは実際において65年度の施策もちゃんと予算の構想と云うものをお立になつておられるかも知れないし、ただ編成業務と云うのは、そう云う方法市政の着想を研究的にまとめると云うのが業務であります。いわゆる予算を前提とする政策の着想と云う事は毎日がその業務と又職務とあられると、だから編成業務と云うものと政策的なものとはおのずから切りはなすべきものだと、たら最終的の計数整理の場合にいわゆる自分の施策をどういうふうな方向に重点的に反映させて行くかと云う事は予算編成の場合におのずからそこはでてくる訳ではあります。大体予算編成業務と云うのは、こういう事でございまして。

3番～職員給に付しまして職員給が大体10%アルファという線でございまして、この線は財源があつて、これだけ持つて来たものか或は従来の

ケースが低いもんだからこれに持つてきたかと云うのと賃金において  
も、8パーセント年末賃金としてやつておりますが、そういう様な  
面のものか、もう一件は議員の報酬が他の市においては他の市を大体  
基準におかれています様にも感じられますが、議員の報酬では村の方を  
単位にして基準において何か算定している様な印象を受けますが、市と  
云う立場と村と云う立場が違ふんじやないかとそういう面でも予算との  
関係もあると思いますが、どういふ見方でそういう算定をしておられ  
ますか、その点？

市長～どちらとも最も大きくこちらとして参考にしたのは中部でも、中以下の  
市町村ではない類した様な市町村をどういふふうに行っているかをも  
参考にして案を立ててその決定まで行くにはどうしても財源とも  
ならみ合さんといけませんので、いわゆるその市町村を見さらに自分  
の財源も見ても今の様な案を作つた訳であります。議員の場合でも、そ  
れから職員の場合でも、

3 番～市長の市政方針の中である事業をやろうと云う場合には、政府補助の  
申の事業を構想の中におり込まれておるものにおいて予算を件するもの  
においては、新年度の予算で予算を始めて使おうと云う事になります  
市政方針の中でしたと云う事は取り上げまして、新しい予算にそれ  
がおり込まればと云う所は来会計年度でやると云う事が実行出来ないと  
云う様な解しやすくしてよろしいですか、

市長～とにかくその中には来年度まで得たんでも、財源を得れば本年度でもや  
り得るのが出て来ませんかと思うのであります。

3 番～来年度でやれると云うのはそこに何か入つてくると云う財源の見通しで  
もありますか、

市長～それがなくて今度の今の予算ではやつてないんで、財源があつたらと  
れまで通りに、

3 番～財源が出れば出来るんですか、しからは伺いますが、この市政方針の中  
で末端行政の計画を進められた訳であります、今度の市政方針の中  
新年度が実施すると予定が立っている事ではあります、それに付まして  
まずあの場合の基必要項を考えた場合に基必要項の中は行政強化措置の  
要項がある訳であります、その場合に各市有地の場合、又は工場の場合  
と云うようにさうとうの大きな予算をとるものもなうもので、それに  
ついでその政費削減によつて次の段階がくると思いますが、その予算は、  
只会費のいつても360万しか出来ないと云うような事ではあります  
が、この通り行なわれた場合には少くとも新設の区においては50万  
結合の新設の場合においては30万ですか、1部変更地区においては  
20万と云う様な基必要項がある訳であります、さうとうのこれは  
財源のうら付がなければいかんと云う当面について、予算面には何



ベースが低いもんだからこれに持つてきたかと云うのと賃与において  
も8、8パーセント年未賃与としてやつておりますが、そういう様な  
面のものか。もう一件は議員の報酬が他の市においては他の市を大体  
基準におかれています様にも感じられますが、議員の報酬では村の方を  
単位にして基礎において何か算定している様な印象を受けますが、市と  
云う立場と村と云う立場が違ふんじゃないかとそういう面で予算との  
関係もあると思いますが、どういう見方でそういう算定をしておられ  
ますか。その点？。

市長～どちらも最も大きくこちらとして参考にしたのは中部でも、中以下の  
市町村ではない類抜した様な市町村をどうしようにしているかを  
一応参考にして案を立てておいて決定まで行くにはどうしても財源とも  
にらみ合さんといけませんので、いわゆるその市町村を見さらに自分  
の財源も見ても今の様な案を作った訳であります。議員の場合でも、そ  
れから職員の場合でも。

3 番～市長の市政方針の中である事業をやろうと云う場合には、政府補助の  
中の事業を構想の中におり込まれておるものにおいて予算を件うもの  
においては、新年度の前半まで予算を始めて使うと云う事になります  
が市政方針の中でしたいと云う事は取り上げて、新しい予算にそれ  
がおり込まればと云う所は来会計年度でやると云う事が実行出来ない  
と云う様な解しやくしてよろしいですか。

市長～とにかくその中には来年まで得たんでも、財源を得れば本年度でもや  
り得るのが出て来ませんかと思うのであります。

3 番～来年でやれると云うのはそこに何か入つてくると云う財源の見通し  
もありますか。

市長～それがなくて今度の今の予算ではやつてないんで、財源があつたらこ  
れまで通りに。

3 番～財源が出れば出来るんですか。しからば伺いますが、この市政方針の  
中で末端行政の計画を進められた訳であります。今度の市政方針の  
新年度が実施すると予定が立っている事でありまして、それに付まし  
ますあの場合の基本要項を考えた場合に基本要項の中に行政強化措置  
要項がある訳であります。その場合に各市有地の場合、或は工場  
の場合と云うようにそうとうの大きな予算をともなうもんでそれによつ  
てその趣旨徹底によつて次の段階がくると思いますが、その予算は、  
只会議費のいつでも360\$しか出来ないと言ふような事であり  
ますが、この通り行なわれた場合には少なくとも新設の区においては50\$  
統合の新設の場合においては30\$ですか。1部変更地区においては  
20\$と云う様な基本要項がある訳でありまして、そうとうのこれは  
財げんのうら付がなければいかんと言ふ当面について、予算面には何





もしてないと云う事象がこれを実行する立場において、とうてい無理じゃないかと云う考えを持っておりますが、それについて市長さんとしてはどう云う財源でどう云う目標でこの面はやつて行かれるか、そう云う御案がございますか。

市長～1応おつしやる様に新設した所においては、これだけの施設した所においてはこれだけの敷地があるし、市としてもどうしてもやらねやいかんと、こう思っておりますが、1応それを準備をしてちやんと20区画が発足して行つて、その前に事務所とか、それから或は、何が必  
要じゃないかと云う事になるんですが、実際の上、今庁舎の拡張も今控えているし、区としてのそういう準備に対する補助金とか、或はこれの費用と云う事もほしいんだけれども、今の所その予算に出す事は出来ないけれども、次の何とかの方法で財源を見出した場合には、今のようなものもやつて行くとうふうなつもりであります。

3 答～行政組織促進委員会設置要項でございまして、それをやらん間は、これで時期決定しない限り行政区画の変更と云うのは出来ないが予算化はされてないが、どうしたかと云う訳であります。

市長～今の所予算化はされてないが、直接この部落に行つてその人々にお願  
いして発足をさせようとうので、別にこれを目当を上げるとか、そう云う事はやらずにすぐお話し合をして相談してこれを進めて行く  
こう思っております。

3 答～12月に更正された行政施設要項と云うのは、単なる要項であつて全  
然これとしては、やられんと云うことですか。予算はちやんと支出の  
適用として、50\$以内とか、そういう事として7号の中にある訳  
ですか。

市長～今すぐそう云う何は予算の方にないので支給する訳にはいかないの  
であります。

3 答～しかし、この？。

市長～要するに計画通りのですか。委員会を設置しての仕事は今の所その支  
給しての仕事は、出来ないとう訳です。

3 答～しかし、この基本要項も出された場合にですか。その行政区設置規定  
第4号の規定に基き同規定の促進を計るため、行政組織強化促進委員  
会要項をこの通り更に定めると云うような面で質問が参考人として出  
ておつたと思うんですが、しかし行政区設置規定を実行する面におい  
ても、この促進要項に基づいてやつてもらわんと、とうてい出来んじ  
やないかと思つてますが、その面で単なる組織設定と云う様な方法をと  
られるとう事ですが、しかし基本要項は取つて、それはない

がしろにして予算がないからと云う面でありますが、そうとう無だの  
 予算も私その中にあるんじゃないかと、又取るべき金もそうとうある  
 んじゃないかと思うんですが、予算がないからと云う訳でこれが、  
 適用されると云う事態が何のために基本要項を作ったかと云う事にな  
 る訳でありまして、根本的問題は今度の才出予算の事務委託費を見た  
 場合に結局我々が20区を調整して諮問に答えた訳であります。そ  
 れに対して予算の組み方と申上げた23区の現状維持の予算の組み方  
 であつて新しい市長さんが始め打出しました20区にして予算の軽  
 減を計りたいとか、或は1般行政をスムーズに行きたいとか、云  
 うような案がありますが、その面は現状の23名のあの予算を我々が  
 認めた場合には、その23区の委員に対して1年間それで良いんじゃない  
 かと、現状維持で良いんじゃないかと云うことも考えられる訳であ  
 りますが、市長さんの方では新しい新設の区にする様に努力すると云  
 う事がありますが、かんな心で基本要項の面から予算がないと云う  
 非常なこれを建設的じゃないと云う考えを持つておる訳であります  
 その点について御説明願います。

市長～たしかにおつしやる様に、これから仕事を進めて行くに是非やりたい  
 と今この基本要項によつて、こういう委員会を持つて、やりたいと  
 云う事は前から続けておりますが、いざ予算のそこまで金と、予算を  
 準備する事が出来ないのを非常に残念に思うけれども、何とかしてど  
 れを年次としてこの仕事をやりたいと云う、それから20名にせず  
 すぐ23名の予算を取つてあるのは、実はこれをそのまま続ける訳  
 じゃない、これから各本課がすむと、各新しく設置される部  
 或は結合される部に行つて、そしてなるべく早めには20名の人員で  
 持つてこれを行つて致しまして、これを早くやれば、早く3名の人員  
 の何がかかひますから、そう云うものでもつて又新設された所、あ  
 る所にも属する事が出来る、今の所それがいつその準備の期が完  
 了するのが、いつになるのか知らないので1応は予算としては23名  
 分を取つてあります。

3 香～しかしそうであれば、まず基本要項が必要じゃないかと思つて  
 す、その基本要項自体がもうふうな未端行政再編に伴つて進め  
 新行政区の組織の強化と合理化運営を計り円滑に運営を促進する  
 目的で決定するものであると、云うことになつては、結局な  
 の組織強化促進委員会を要するもつておつて予算も大体この  
 用で運営するんだと云う事まで分つていて、これが新年度にお  
 て、然しそういう面も突行せんでた決議決定して計つて新年度  
 政経組織変更まで移れるかどうか、非常に疑問に思つてありま  
 てどうしてこれだけ分つておる基本要項の促進委員会設置を  
 て未端行政の運営を合理化運営を円滑なる市政運営を促進する  
 目的でやつてもらふかと、ただ日だけそう云う面は  
 て突算に表して、これを行つて云う様な勇気を持つて  
 と我々自体も、果してこの新しい行政区に変わつて行くかどう



がしるにして予算がないからと云う面であります。そうとう無だの予算も私その中にあるんじゃないかと、又取るべき金もそうとうあるんじゃないかと思うんですが、予算がないからと云う訳でこれが、適用されると云う事態が何のために基本要項を作つたかと云う事になる訳であります。根本問題は今度の才出予算の事務委託費を見た場合に結局我々が20区を調整して語間に答えたい訳であります。それに対して予算の組み方と申上げた23区の現状維持の予算の組み方であつて新しい市長さんが始め打出しました20区にして予算の軽減を計りたいとか、或は1般行政をスムーズに行きたいとか、云うような案がありますが、その面は現状の23名のものを我々が認めた場合には、その23区の委員に対して1年間それを使いやないかと、現状維持で良いんじゃないかと云うことも考えられる訳ですが、市長さんの方では新しい新設の区にする様に努力すると云う事がありますが、かん心の基本要項の面から予算がないと云う自体が非常にこれを建設的じゃないと云う考えを持つておる訳であります。その点について御説明願います。

市長～たしかにおつしやる様に、これから仕事を進めて行くには非やりたいと今のような基本要項によつて、こういう委員会を持つて、やりたいと云う事は前から続けておりますが、いざ予算のそこまで金を、予算を準備する事が出来ないのを非常に残念に思うけれども、何とかしてこれを年次としてのこの仕事をやりたいと云う、それから20名にせずすぐ23名の予算を取つてあるのは、実はこれをそのまま続ける訳じゃないに、これから各本議会がすむと、各新しく設置される部落とか或は統合される部落に行つて、そしてなるべく早めに20名の人員で持つてこれを行う様に致しまして、これを早くやれば、早く3名の人員の何がらかびますから、そう云うものでもつて又新設された所、ああ云う所にも回す事が出来る。今の所それがいつその準備の期間が完了するのが、いつになるのか知らないの1応は予算としては23名分を取つてあります。

3 答～しかしそうであれば、まずまず基本要項が必要じゃないかと思う訳です。その基本要項自体がそういうふうな末端行政再編に伴うですか、新行政区の組織の強化と合理化運営を計り円滑にして運営を促進する目的で決定するものであると、云うことになつてゐる訳です。結局その組織強化促進委員会要項をもつておつて予算も大体こういう様な費用で運営するんだと云う様な事まで分つていて、これが新年度においで、然しそういう面も実行せんでただ決議決定して計つて新しい行政経路組織変更まで移れるかどうか、非常に疑問に思つてあります。でどうしてこれだけ分つておる基本要項の促進委員会設置をしてそれで末端行政の運営を合理化運営を円滑なる市政運営を促進すると云う様な目的でやつてもらわんか、ただ口だけのそう云う面じゃなくして実際予算に表して、これを行つて云う様な勇気は持つてもらわんかと我々自体も、果してこの新しい行政区に要つて行けるかどうか、

非常に心配持っている様なものですか、~~は~~たしてこの予算を度々取られる  
て、それによつて実行するんだと云うふうになれば、ある程度までその  
2~3ヶ月と云う或は半年においても出来るよと云う様な予想もしてお  
りますが、それから予算を見出して促進委員会を要するに実行に移  
すと、この予算整理時期が遅ければ遅い程、これが遅れて行く訳には  
なりません、はたしてその促進委員会を持と云う面の予算を得る時期は  
いつであるかどうか。

市長～なるべく先申上げた様に今の所委員会を持つて進めると云う計画に  
はなつておりませんが、どうしてもこれが委員会を持たなければならぬ  
れんと云う事になれば、たゞ後財源がなくてもこれを何にか外に切ら  
れどもに後にしては良いものではないかと思つて、促進委員会を設け  
りてあります。今の所まだ委員会は設置しなければならぬと云う  
う所定まで行つておりませんが、1度はこれを各部落にも趣意を  
底させて、そしてその進めを、早くこれが出来ると云う  
の班名などの事もありまうので、それからねん出して部落への  
出して行けるんじゃないかと云う気持であります。

3番～先つき課長がやられましたので、促進委員会はもうけんで作つておら  
れると云う事でありましたが、新しい行政区画に移るまでには何ヶ月か  
かると云う事を聞かされたお聞きしたいと思つて促進委員会の部上では4  
月に答申を予定している所が、1ヶ月遅れて5月になつたので新年  
からはどうしても無理だと云うような1ヶ月答申がなされたために、ま  
4月からは無理でどうしても2~3ヶ月は要すると云う様な事であり、ま  
した、それによつて行政区画を最終的に全部出来るよと云う見通しは  
いつであるか。

市長～その問題最初の考えと随分くるつて来たのは、それだけ重要な問題で  
も議論も何ですが、市長の方としても、あんまり沢山の難しい問題  
が出て来た。云えば陳情とか、何とか、非常に予想以上に難しい問題  
が出て来たので7月と云う事も、7月9月と云う事も、まだいくらか  
会始まつてからも、まだ強固の様な何も、それは当局の方で調整せ  
にやならん訳でほんとにこれが新しいこちらの計画に出来るまで  
には、今年がいわゆる12月までは、6ヶ月位の準備があるんじゃない  
かと思つております。

3番～市長の考えとしては、我々の構想もありませんし、今新年度と云う様な  
御答弁であります。今一番心配している所が我々の地区に於いては  
と思つて居ますが、その地区以外、おそらくすぐ規程を作つて実行に  
移る段階であるのか、後1~2ヶ月もあれば充分決定もやつて移る  
んじゃないかと思つて居ますが、全般的に突進するのが、12月である  
か、それとも遅次；その程度によつて行くお考えであるのか。

市長～最初の方は遅次持つて行こうと云う何だありましたが、遅次と云う事



非常に心配持っている様なもんですか、またしてこの予算額を取られて、それによつて実行するんだと云うぬうになれば、ある程度のその2~3ヶ月と云う或は半年においても出来ると云う様な予想もしておりますが、それから予算を見出して促進委員会要項によつて実行に移すと、この予算整理時期が遅ければ遅い程、これが遅れて行く訳になります、はたしてその促進委員会を持と云う面の予算を得る時期はいついつであるかどうか。

市長~なるべく今先申上げた様に今の所委員会を持つて進めると云う計画にはなつておりません。どうしてもこれが委員会を持たなければ進められんと云う事になれば、たとえ財源がなくてもこれを何とか外の財源とともに後にしても良いものは後にしてでも、これの実行にふみ切る積りであります。今の所まだ委員会は設置しなければ進められないと云う断定まで行つておりませんので、1応はこれで各部落にも趣旨を徹底させて、そしてその準備を進めて、早くこれが出来ると云うと先の班名などの事もありますので、それからねん出して部落への補助も出して行けるんじゃないかと云う気持であります。

3 答~先つき課長がやられましたので、促進委員会はもうけんで作つておられると云う事ですが、新しい行政区画に移るまでに後何ヶ月かかるかと云う事を聞いてお聞きしたいと思つて促進委員会の席上では4月に答申を予定している所が、1ヶ月遅れて5月になつたので新年度からはどうしても無理だと云うような1ヶ月答申がおくれたために、4月からは無理でどうしても2~3ヶ月は要ると云う様な事でありましたが、それによつて行政区画を最終的に全部出来ると云う見通しはいつであるか。

市長~その問題最初の考えと随分くるつて来たのは、それだけ重要な問題でもち論議会も何ですが、市長の方としても、あんまり沢山難しい問題が出て来る。云えば陳情とか、何とか、非常に予想以上に難しい問題が出て来たので7月と云う事も、7月9月と云う事も、まだいくら議会始まつてからも、まだ我始古の様な何も、それは当局の方で調整せにやならん訳でほんとにこれが新しいこちらの計画に実施出来るまでには、今年がいわゆる12月までは、6ヶ月位の準備がいるんじゃないかと思つております。

3 答~市長の考えとしては、我々の構想もありますし、今新年度と云う様な御答弁であります、今1番心配している所が我始古地区じゃないかと思ふんですが、その地区以外は、おそらくすぐ規定を作つて実行に移る段階であるのか、後1~2ヶ月もあれば充分決定もやつて移るんじゃないかと思ふんですが、全般的に実施するのが、12月であるのか、それとも逐次、その程度によつて行くお考えであるのか。

市長~最初の方は逐次持つて行こうと云う何がありました、逐次と云う事

になると、いわゆるそれだけでやる全体の契約した区長さん方が、どうも具合悪い様でありますので、1応後6ヶ月はこの人達に今の契約を延ばしてもらつて、12月頃になると大体の税員の入れ替えもある時期が来るかと思うので今度の実施は来年1月会計年度は同じだが、丁度年度半ばになるけれども、来年1月頃しか適当な時期にやないかところ考えております。

3 番～予算処置の場合には、12月を目途として、予算は処置されておるか  
どうか。

市 長～最初は予算だから1応遂行に履いて行くので予算としては今の23を1ヶ月と云う気持ちでやつておけば不足はないだろうと云うので、そう考えておつた訳であります。

3 番～しからは、我々が予算を取扱う場合に12月までは？。

議 長～暫休願致します。(午後1時09分)

議 長～再開致します。(午後3時34分)

15 番～税の方に間違しまして財政課長さんにお伺いします。内地のみでは電ちゆう税ととぎますが、ありますか。税収です。こう云つた様なものはないですか。今度から償却資産として課税対象になるんじゃないですか。

財政課長～この場合にですか。そう云つたものは、償却資産の中に含まれる訳ですか。

15 番～この場合ですが、この電ちゆう税としてのあれでありますと、内地で云えば課税する様なやり方で行くと、本市の場合にどの位あると云う事は分かりませんか。これは今はどういふようなやり方でやっていますか。数がつかめないんですか。

財政課長～償却資産の内訳の中に番号を付して？。

4 番～重要な問題でありますので、都市計画の中の種立てであります。本市の場合、都市計画実施の方法が普通考えられる進め方じやなくして計画的な進め方だと云うふうに考えておりますが、それについてどうお考えでありますか。と申し上げますのは、郡籍においても或はコサに於いても本市の都市計画事業を進める突発をなめた場合にその基本設備いわゆる排水~~等~~こう施設ですか。それをちやんとしてから受入をしてその事業を進めて行く~~と~~云う様な進め方あります。本市の場合にはそうじやなくして基本設備が全然進められない前に、1応受入れるのか、或は進められるのか、或は進める上にいるんな支障があるんじ



になると、いわゆるそれまでやる全体の契約した区長さん方が、どうも具合悪い様でありますので、1応後6ヶ月はこの人達に今の契約を延ばしててもらつて、12月頃になると大体の役員の入れ替えもある時期が来るかと思うので今度の実施は来年1月会計年度は同じだが、丁度年度半ばになるけれども、来年1月頃しか適当な時期じやないかところ考えております。

3 答～予算処置の場合には、12月を目途として、予算は処置されておるか  
どうか。

市 長～最初は予算だから1応遂次に変えて行くので予算としては今の23を  
1ヶ月と云う気持でやつておけば不足はないだろうと云うので、そう  
考えておつた訳であります。

3 答～しからば、我々が予算を取扱う場合に12月までは？。

議 長～暫休憩致します。(午後1時09分)

議 長～再開致します。(午後3時34分)

15 答～税の方に関連しまして財政課長さんにお伺いします。内地あたりでは  
電ちゆう税とございますが、ありますか。税取です。こう云つた様な  
ものはないですか。今度から償却資産として課税対照になるんじやな  
いですか。

財政課長～この場合にですか。そう云つたものは、償却資産の中に含まれる訳  
ですか。

15 答～この場合ですが、この電ちゆう税としてのあれでありますと、内地で  
云えば課税する様なやり方で行くと、本市の場合にどの位あると云う事は  
事は分かりませんか。これは今はどのようなやり方でやつていま  
すか、数がつかめないんですか。

財政課長～償却資産の内訳の中に番号を付して？。

4 答～重要な問題でありますので、都市計画の中の埋立てであります。本  
市の場合、都市計画実施の方法が普通考えられる進め方じやなくして  
計画的な進め方だと云うふうに考えておりますが、それについてどう  
お考えでありますか。と申上げますのは、那覇においても或はコザに  
おいても本市の都市計画事業を進める実状をながめた場合にその基本  
設備いわゆる排水溝こう施設ですか。それをちやんとしてから受入そ  
してその事業を進めて行くと云う様な進め方あります。本市の場合  
はそうじやなくして基本設備が全然進められない前に、1応受入れる  
のか。或は進められるのか。或は進める上にいろんな支障があるんじ

やないか、と云うような印象を受ける訳ですが、そういう進め方が普通であるのか、それについてお伺いします。

建設課長～お答え致します。只今の建設の進め方ではありますが、その基本施設として都市計画事業の中の排水と申されましたが、これは道路の事だと考えますが、

4 答～調ころですか、設備してからですか、整備してから受け入れると云うのが普通の郡制あたり、或はコリあたり見た場合です。そういう進め方をしておりますが、本市においては、そういう所が全然なされてないんだが、それについて普通のあり方であるか。

建設課長～その件につきましては、調ころ工事は大体道路計画が出来て後から施行する訳でございますが、この道路計画は現在本市においてもなされております。それによつて今度は調ころ工事をして受入れをしたいところ云うふうに考えておりますが、もしこの調ころ工事が遅れる場合があつても突買上その土地所有者が使う場合には、その道路計画と~~勘~~勘案して、その土地に応じて建築を建てて利用させると、こう云うふうに考えております。

4 答～そう云うことが突買上されているかどうか。

建設課長～突買上の場合には、現在建築の申請がありますと新築において我々が調査しまして、この新築とどう云うふうな関係があるか、或は道路計画とどう云うふうな関連があるか、と云う事を~~勘~~勘案してやると云うふうにして行きたいと考えております。

4 答～そういう行き方は進める上に、例えば建築をさせて後で調ころとか、後で道路の整理と設計をすると云つた場合にです。非常に悪う通りに意圖しておる様な道路計画が都市計画の実施が可能であるか。

建設課長～本質から云いますと、計画が先になるだけでございますが、都市計画によつてなされておりますので、今日、明日といつてもその申請が出る訳でございます。それで計画段階でありますので、それに応じて我々の方としましては、暫定措置と云う形でやつてはいる訳であります。突買上は建築の制限でもつて1府計画の立案が出来ないまで待つていただくのが本当でございますが、それはいいかと思ひます。

4 答～オ入のですか、市債の面と関連すると考えております。この事業もやりたいが、あの事業もやりたいんだと思つておられる様ですが、しかしそこには財源の確保が全然見通しがないと云う事で使う様な事業も出来ないと云うのが市の現状であるし、或は又市長の考への様であります。しかし他市町村においても財源が必ずしもあるんだと云う事じやないんだが、大方の都市計画事業そのものが、実際によつて実施さ



やないか、と云うような印象を受ける訳ですが、そういう進め方が普通であるのか、それについてお伺いします。

建設課長～お答え致します。只今の建設の進め方ではありますが、その基本施設として都市計画事業の中の排水と申されましたが、これは道路の事だと考えますが、

4 答～測こうですか。設備してからですか。整備してから受け入れると云うのが普通の那覇あたり、或はコザあたり見た場合です。そういう進め方をしてありますが、本市においては、そういう所が全然なされてないんだが、それについて普通のあり方であるか。

建設課長～その件につきましては、測こう工事は大体道路計画が出来て後から施行する訳でございますが、この道路計画は現在本市においてもなされております。それによつて今度は測こう工事をして受入れをしたいところ云うふうに考えておりますが、もしこの測こう工事が遅れる場合があつても実質上その土地所有者が使う場合には、その道路計画と勘案して、その土地に応じて建築を建てて利用させると、こう云うふうに考えております。

4 答～そう云うことが実施されているかどうか。

建設課長～実際の場合には、現在建築の申請がありますと新築において我々が調査しまして、この新築とどう云うふうな関係があるか、或は道路計画とどういふふうな関連があるか、と云う事を勘案してやると云うふうにして行きたいと考えております。

4 答～そういう行き方は進める上に、例えば建築をさせて後で測こうとか、後で道路の整理と設計をすると云つた場合にです。非常に思う通りに意図してある様な道路計画が都市計画の実施が可能であるか。

建設課長～本質から云いますと、計画が先になるだけでございますが、都市計画によつてなされておりますので、今日、明日といつてもその申請が出る訳でございます。それで計画段階でありますので、それに応じて我々の方としましても、暫定措置と云う形でやつている訳であります。実際は建築の制限でもつて1応計画の立案が出来るとまでは待つていただくのが本当でございますが、そうはいかないと思ひます。

4 答～才入のですか、市債の面と関連すると考えております。この事業もやりたいが、あの事業もやりたいんだと思つておられる様ですが、しかしそこには財源の確保が全然見通しがないと云う事で思う様な事業も出来ないと云うのが市の現状であるし、或は又市長の考えの様であります。しかし他市町村においても財源が必ずしもあるんだと云う事じやないんだが、大方の都市計画事業そのものが、実際によつて実施さ

れている様な状態であり得ず、そうしますと私が申し上げたこの基本施設、道路の計画や或は、又測こう設備なんかは当然早急な問題として私は進めなくちゃいけないと思いますが、このどういつ光様な収入に、もち論それは政府の収入もあるでしょうが、はたして政府の補助金だけでやつて行けるかどうか或は又それを早急に進めたいと云うのが地主や或は市民の考え方でありますので、そういう市債が起債と云う事は考えられないかどうか、それについてお伺いします。

建設課長～その件でございますが、この起債は本年度において大体起債の目的方法こう云うものは、充分検討して行きたいと考えております。それは今度新しく出来ます金問題と云うものについても、そう云う様な大きく取り上げられるんじゃないかと云うように考えております。

4 番～この市債を費目存置にしてあるのは、本年度においてある程度市債の計画はして実施に移すと云う様なお考えですか。

建設課長～現在の予算によつて出ておりますのは、これは都市計画のみじゃなくて市全体の問題であります。

4 番～私が云うのは、都市計画の面、それと起債と関連しての都市計画事業のですか、推進にこの市債は、今度想定出来るか。

建設課長～それは充分考えられます、と云いますのは、この事業を推進するためには、どうしても市債が必要でございますので、この件については今年度基本的な考えが打出されると云うように考えております。

4 番～それから才入の財源確保の面であります。63年度の予算執行状況を見ました場合に当初の予算額より、そうとうな実績も上つております。5万5千内外の実績を承しております。それにはそうとうな努力があらわれたと云うふうにそれについては敬意を表しております。そこで新年度においても、今考えられるのがもれている財源、税源がそうとう議会からも指摘されておるし、又その63年度の実績からすると64年度の年度末までには、それと平行するだけの増収が見込まれると云うふうに容易に想定されますが、それについて大体、そう云うふうなこの予算の実績、本年度の財源の実績からしてある程度の増収が見込まれるかどうか、それについて市長さんにお伺いします。

市長～増収の見込まれる分は、予算に表らわしてありますので、黙通には気づく所がないので予算には表らわしてない訳であります。

4 番～私が申し上げますのは、この予算の実績からすると、当初の予算額よりは5万5千、5月現在に5万5千余りの増収、これは自然増だと思ひますが、それが見込まれております。次年度においても、建設途上であるし、あらゆる事業今じやん々々増えつつありますので、それに平行し



れている様な状態であります。そうしますと私が申上げたこの基本施設備、道路の計画や或は、又調こう設備なんかは当然早急な問題として私は進めなくちやいけないと思いますが、このどういつた様な取入に、もち論それは政府の取入もあるでしょうが、はたして政府の補助金だけでやつて行けるかどうか或は又それを早急に進めたいと云うのが地主や或は市民の考え方でありますので、そういう市債が起債と云う事は考えられないかどうか、それについてお伺いします。

建設課長～その件でございしますが、この起債は本年度において大体起債の目的方法こう云うものは、充分検討して行きたいと考えております。それは今度新しく出来ます企画室と云うもんについても、そう云う様な大きく取り上げられるんじゃないかとかう云うふうに考えております

4 答～この市債を費目存置にしてあるのは、本年度においてある程度市債の計画はして実施に移すと云う様なお考えですか。

建設課長～現在の予算によつて出ておりますのは、これは都市計画のみじやなくて市全体の問題であります。

4 答～私が云うのは、都市計画の面、それと起債と関連しての都市計画事業のですか。推進にこの市債は、今度想定出来るか。

建設課長～それは充分考えられます。と云いますのは、この事業を推進するためには、どうしても市債が必要でございしますので、この件については今年度基本的な考えが打出されると云うふうな考えております。

4 答～それから才入の財源確保の面でありますが、63年度の予算執行状況を見ました場合に当初の予算額より、そうとうな実績も上つております。5万\$内外の実績を忖しております。それにはそうとうな努力があらわれたと云うふうにそれについては敬意を表しております。そこで新年度においても、今考えられるのがもれている財源、税源がそうとう議会からも指摘されておるし、又その63年度の実績からすると64年度の年度末までには、それと平行するだけの増収が見込まれると云うふうに容易に想定されますが、それについて大体、そう云うふうなこの予算の実績、本年度の財源の実績からしてある程度の増収が見込まれるかどうか、それについて市長さんにお伺いします。

市長～増収の見込まれる分は、予算に表らわしてありますので、私達には気づく所がないので予算には表らわしてない訳であります。

4 答～私が申し上げますのは、この予算の実績からすると、当初の予算額よりは5万\$、5月現在に5万\$余りの増収、これは自然増だと思いますが、それが見込まれております。次年度においても、建設途上であるし、あらゆる事業今じやん々々増えつつありますので、それに平行し

である程度の当初予算よりは年度末においては、増収が見込まれると云う事は当然考えられるんじゃないかと思いますが、それについては全然考えられないかどうか、この予算も、本年度の今見積りした予算以外には増収と云う事は、全然考えられないもんかどうか、これから努力いかんによつて当然考えられるかどうか、それについて、

市長～振興途上におびありますので、市の税金とか、そういう収入の事も年々増収すると思われまふけれども、予算に表らわして、この位は増すと云う、はつきりした数字をにぎり得るのは、当初予算においてはちよつと嬉しいんじゃないかと思うのであります。

4 答～実際問題としては見通しはつけられる訳ですか、そういう予想は、実際問題としては、

市長～ある程度の見通しも、今の予算の場合では付けられておる訳であります、完全にそれが当初の予算の場合には、はつきりした予算にとると云うだけは、それは増だけ~~増す~~増すそあなものは増して、見積りはされておるところ思うのであります。

議長～総務課中の議案第13号、1964年度上水道特別会計才入才出予算案を上提案します、才出の質疑を行います。

議長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後3時54分)

1 答～2款の水道改良費の24節の工事請負と26節の原材料費の中で、米籾、大西、薮生、横田貸住宅地域の買取費、これは両方の説明されておりますが、合計1,3755となつておりますけど、この算定基礎のを説明お願いします。

水道課長～薮生住宅、それから大西、薮米、横田の各ハウジングが、去年の12月1日とそれから2月の1日付で移管になつておりますが、これは現在までに各会社から設計圖と見積り書が来ております、それでこれ各工事が施工入が違い出すので、それを年数に応じて減価償却をした額を出してありますが、一応この額で見積つてありますが、これを実際に買上げすると云う事になります、議会の議決を経なければならぬと云う事に条件でなつております、それでこの額は現在そう云う減価償却をした額を出してありますが、こちらとしましては、その施設に対して請負契約でやつた施設であれば、その契約書、或は又この資材の納付書そういう証ひよう書類を1応提出してもらふようにしてあります、そして実際に向かうの各会社の係と立合つて現場調査をして延長の全部圖面上その距離を計つて行くをそう云う方法で買上げの金額は実際金額はその時に出して買上げをしたいところいうよう



てある程度の当初予算よりは年度末においては、増収が見込まれると云う事は当然考えられるんじゃないかと思いますが、それについては全然考えられないかどうか、この予算も、本年度の今見積りした予算以外には増収と云う事は、全然考えられないもんかどうか、これから努力いかんによつて当然考えられるかどうか、それについて、

市長～振興途上に差がありますので、市の税金とか、そういう収入の事も年々増収するとは思われますけれども、予算に表らわして、この位は増すと云う、はつきりした数字をにぎり得るのは、当初予算においてはちよつと難しいんじゃないかと思うのであります。

4 答～実際問題としては見通しはつけられる訳ですか、そういう予想は、実際問題としては、

市長～ある程度の見通しも、今の予算の場合では付けられておる訳であります。完全にそれが当初の予算の場合には、はつきりした予算にとると云うだけは、それは増だけばは増すそゝなもの増して、見積りはされておるところ思うのであります。

議長～熊統審議中の議案第13号、1964年度上水道特別会計才入才出予算案を上提致します。才出の質疑を行います。

議長～暫休憩致します。(午後3時35分)

議長～再開致します。(午後3時54分)

1 答～2款の水道改良費の24節の工事請負と26節の原材料費の中で、米瑞、大西、瑞生、横田貸住宅地域の買収費、これは両方の説明されておりますが、合計1,375,500となつておりますけど、この算定基礎のご説明をお願いします。

水道課長～瑞生住宅、それから大西、瑞米、横田の各ハウジングが、去年の12月1日とそれから2月の1日付で移管になつておりますが、これは現在までに各会社から設計図と見積り書が来ております。それでこれ各工事が施工入が違いますので、それを年数に応じて減価償却をした額を出してありますが、一応この額で見積つてありますが、これを実際に買上げると云う事になります。議会の議決を経なければならぬと云う事に条例でもなつております。それでこの額は現在そう云う減価償却をした額を出してありますが、こちらとしましては、その施設に対して請負契約でやつた施設であれば、その契約書、或はこの資材の納付書そういう証ひょう書類を1応提出してもらふようにしてあります。そして実際に向かうの各会社の係と立合つて現場調査をして延長の全部図面上その距離を計つて行くとそう云う方法で買上げの金額は実際金額はその時に出して買上げをしたいと云うふう

に考えております。

1 答～そう致しますと予算に計上されておる数字は会社からの資料に基づいて算出したものであると云う事でありませうか。

水道課長～予算の額でありまして、まだ確定した金額ではありません。

議 長～暫休致します。(午後3時57分)

議 長～再開致します。(午後3時59分)

1 答～仮にその13755\$で予算に計上されている施設の分を買取致しました場合にその償却年限ですか、大体どの位見ておる訳ですか。

水道課長～公営企業法では、こういう水道施設に対しては、全部ひつくるめて60年と云う期間を持つておりますが、こちらは各水道開拓市町村のそう云う施設に対する被補償却の年限を適用しまして給水設備においては35年と云う様な年限を持つております。

1 答～法でいう耐用年数の事ではなくしてですか、この13755\$をかける事によつて生ずる収益によるこの償却これは何年で償却出来るかと云う質問でございます。

水道課長～収益によつてですか。

1 答～これから上る収益によつてその計費がです。

水道課長～その地域のですか、その地域の予定が新年度においては334枠から収入が2万4777\$40セントを見積つております。そしてこれに対する上水費が14493\$12¢、1年で市有の上水道をはぶくと約1万\$位の金が入ってきます。

議 長～只今定刻4時であります。日程が全部終了しておりませんので、時間を延長したいと思いますがお察しくださいませか。意欲ありませんので時間を延長致します。

議 長～暫休致します。(午後4時02分)

議 長～再開致します。(午後4時07分)

1 答～2款のですか、施設の改良費の件でございますが、いわゆる排水施設費ですか、これが新城地域と大山地域だけにござっておりますが、その外に5号線1号の何社ほとんど全然予定してないと云う訳ですか。



に考えております。

- 1 答～そう致しますと予算に計上されておる数字は会社からの資料に基づいて算出したものであると云う事でありますか。

水道課長～予算の額でありまして、まだ確定した金額ではありません。

議 長～暫休願致します。(午後3時57分)

議 長～再開致します。(午後3時59分)

- 1 答～仮にその13755\$で予算に計上されている施設の分を買収致しました場合にその償却年限ですか。大体どの位見ておる訳ですか。

水道課長～公営企業法では、こういう水道施設に対しては、全部ひつくるめて60年と云う期間を持つておりますが、こちらは各水道関係市町村のそう云う施設に対する減価償却の年限を適用しまして給水設備においては35年と云う様な年限を持つております。

- 1 答～法でいう耐用年数の事でなくしてですか。この13755\$をかける事によつて生ずる収益によるこの償却これは何年で償却出来るかと云う質問間でございます。

水道課長～収益によつてですか。

- 1 答～これから上る収益によつてその計費がです。

水道課長～その地域のですか。その地域の予定が新年度においては、334栓から収入が2万4777\$40セントを見積つております。そしてこれに対する上水費が14493\$12¢、1ヶ年で市有の上水道をはぶくと約1万\$位の金が入ってきます。

議 長～只今定刻4時であります。日程が全部終了しておりませんので、時間を延長したいと思いますがお意欲ございませんか。意欲ありませんので時間を延長致します。

議 長～暫休願致します。(午後4時02分)

議 長～再開致します。(午後4時07分)

- 1 答～2款のですか。施設の改良費の件でございますが、いわゆる排水施設費ですか。これが新城地域と大山地域だけにとどまっておりますが、その外に5号線1帯の何はほとんど全然予定してないと云う訳ですか

水道課長～この施設の改良費は現在の給水地域内において、どうしても改良しなければ、常時の給水に非常に困難を来すと云う点でこの連結を是非やりたいとそれで5号線1帯の給水工事においては新しく起債で全部工事をやつて行きたいとこういうふうに考えております。

19番～それからですか、2款の2目ですか、給水施設費です、その26篇でその場合720給はそれは今からこれだけ多くなつて行く可能性はありますか、

水道課長～これは、丁度10月から市の料率で適用させてもらふと云う計画表を立ててありますが、これは昨日水道公社の理事会があつて、8月1日付で移譲をしてもらふと云う確答を得ております。

19番～マーシー地域内は現在？、

水道課長～現在まではメーターを付ずにやつている訳です、

19番～結局8月1日付で条例の適用を受ると、これはこの250と云うのは要するに何ですか、メーターを？、

水道課長～はい、

19番～はい、わかりました、

4番～2款の1項1目の24篇であります、その施設の買取については、専断に話合ひされたのか、

水道課長～これは、当初で話合ひをしております、

4番～その場合どういふ方法で評価なされたか、これは両方の立合で評価されたと思ひますがどう云つた方法で？、



水道課長～この施設の改良費は現在の給水地域内において、どうしても改良しなければ、常時の給水に非常に困難を来すと云う点でこの連結を是非やりたいとそれで5号線1帯の給水工事においては新しく起債で全部工事をやつて行きたいとこういうふうに考えております。

19番～それからですか。2款の2目ですか。給水施設費です。そこの26節でその場合720栓はそれは今からこれだけ多くなつて行く可能性はありますか。

水道課長～これは、丁度10月から市の料率で適用させてもらおうと云う計画表を立ててありますが、これは昨日水道公社の理事会があつて、8月1日付で移官をしてもらおうと云う確答を得ております。

19番～マーシー地域内は現在？。

水道課長～現在まではメーターを付ずにやつている訳です。

19番～結局8月1日付で条例の適用を受ると、これはこの250と云うのは要するに何ですか。メーターを？。

水道課長～はい。

19番～はい。わかりました。

4番～2款の1項1目の24節であります。その施設の買取については、事前に話し合されたのか。

水道課長～これは、当初で話し合っております。

4番～その場合どういふ方法で評価なされたか、これは両方の立合で評価されたと思ひますがどう云つた方法で？。

水道課長～向こうの各ハウジング、会社の方から設計図と見積書が届いております。それで私の方としましてはこの工事施設が請負工事でなされておる場合はその請負契約書式は又他の証ひよう書類を提出してもらいたいというような事を申上げてありますが、向こうの地域は一辺にその請負箇所が1箇所はございますが、その他は追加々々でその会社でやつておりますので、その図面と見積り書は出ております。しかし今はこちらは一応立合をして現物の確認距離を測定して本管の分の買上げに止めて行きたいと、そういう面では最初でもって話合はしております。

4 番～この場合は売る側或は買う側、これを取引きだというふうに考えますが取引出来るのかですね。或はかかった経費を全額負担しなくちやいけないのか、それについてはどうですか。

水道課長～この施設に対しましては、当然市の財産という事になった場合には将来の給水工事に支障がないという面で買上げをするという事にしてありますが、取引と申されますと値段がもつと。

4 番～売る側はですね、安く出来るかと、ねぎられるかという事です。

水道課長～この点においては、こちらは基本的なこの買収の施設の価格を決定してですね、まだねぎられるという事であれば、これに感した事はないと思います。基本的なですね、いえば施設の評価をしてですね、それより以上にねぎられるという事であればですね、その面はこちらとしても良いと思いますが、その方は当つて見なければわかりません

4 番～まだはつきりした売買契約とか或はそういった譲渡するんだといった事前の契約取決めはなされてないですか。

水道課長～まだしてありません、1箇所はこちらが実際に資材も工事も監督指導して、それで契約書の移写しも、全部取っておりますので、その分はありますが、別の所はそういう取り決めは、はつきりした事はしてありません。

4 番～それから今年度の増になつた分は970トンという御説明でありましたが、才出とマーラー地区の250.720というのは、これは別個ですか。

水道課長～別個です。

4 番～そうすると会社が買上の地域ですね。ホリゆうですか。大面。リゆう生。横田それから新地内大山地内ですね。その分はどういうふうに何件見積つておられるかですね。買収して



水道課長～向こうの各ハウジング・会社の方から設計図と見積書が届いております。それで私の方としましてはこの工事施設が請負工事となされておる場合はその請負契約書式は又他の証ひよう書類を提出してもらいたいというような事を申し上げてありますが、向こうの地域は一辺にその請負箇所が1箇所はございますが、その他は追加々々でその会社でやっておりますので、その図面と見積り書は出ております。しかし今はこちらは一応立合をして現物の確認距離を測定して本管の分の買上げに止めて行きたいと、そういう面では最初でもつて話合はしてあります。

- 4 番～この場合は売る側或は買う側、これを取引きだというふうに考えますが取引出来るのかですね。或はかかった経費を全額負担しなくちやいけないのか、それについてはどうですか。

水道課長～この施設に対しましては、当然市の財産という事になつた場合には将来の給水工事に支障がないという面で買上げをするという事にしてあります、取引と申されますと値段がもつと。

- 4 番～売る側はですね、安く出来るかと、ねぎられるかという事です。

水道課長～この点においては、こちらは基本的なこれの買収の施設の価格を決定してですね。まだねぎられるという事であれば、これに越した事はないと思います。基本的なですね、いへば施設の評価をしてですね、それより以上にねぎられるという事であればですね。その面はこちらとしても良いと思いますが、その方は当つて見なければわかりません。

- 4 番～まだはつきりした売買契約とか或はそういうた譲渡するんだといった事前の契約取決めはなされてないですか。

水道課長～まだしてありません、1箇所はこちらが実際に資材も工事も監督指導して、それで契約書の移写しも、全部取っておりますので、その分はありますが、別の所はそういう取り決めは、はつきりした線はしてありません。

- 4 番～それから今度の新年度の増になつた分は970 栓だという御説明でありましたが、才出とマーラー地区の250・720というのは、これは別個ですか。

水道課長～別個です。

- 4 番～そうすると会社が買上の地域ですね。米りゆうですか。大西・りゆう生・横田それから新地内大山地内ですね。そこの分はどういうふうに何件見積つておられるかですね。買収して

水道課長～これはこの資料にもあります通り、同定の64年度の同定額を出してありますが、あの上の434栓であります。

4 番～それも合めての970で。

水道課長～いや、これは去年の3月と2月に取り付けて収入が入って来ている訳です。

4 番～その分は。

水道課長～はい

4 番～そうすると追加だけまた買取つてないという事になる訳ですね。

水道課長～5,000位はメーターだけ取付けてもうかっているというかつこうになる訳です。

4 番～施設の方がまだ買取つてない訳ですね。

水道課長～そうでございます。

4 番～専断条項の適用はしてある訳ですね。

水道課長～去年の12月からやつております。

10 番～予算の様式は一般にわかりやすげを施しましたし、みやすく作るのが原則ではないかと思いますが、今年の場合賃金があつちこつちに着だばつておるようでありますので、わかりやすい様に、次からは書いて置く様う御要望申し上げます。

賃間に入りますが、各人員の賃金のベースアップの方がまちまちであるようであります。現年度と新年度とその配置の人が違つておるかどうか、それから各項目に当えられておる賃金の所のベースアップの分について説明願います。

水道課長～今の御要望はもつともだと思ひます、しかしながら特別会計企業におきましては、特別非水道関係費用というのがあります、これは主にその事業を運営するためにおいての業務に於ける費用であります、この費用とそれから水道収支費の非水道施設費の中の賃金・給料、それから給水道収支費の中の賃金手当とこういうものは、それだけその額が構造物というものに計算されていきますので、是非款項目をしてその列に並べた方が都合が良いという事で、こういう形式を取つております、それから給料額でございますが、これは一般会計の方と参照をそろえて去年よりは増額になつております。



水道課長～これはこの資料にもあります通り、調定の64年度の調定額を出してありますが、あの上の434栓であります。

4番～それも含めての970で。

水道課長～いや、これは去年の3月と2月に取り付けて収入が入つて来ている訳です。

4番～その分は。

水道課長～はい

4番～そうすると施設だけまだ買取つてないという事になる訳ですね。

水道課長～5,000位はメーターだけ取付けてもうかっているというかつこうになる訳です。

4番～施設の方がまだ買取つてない訳ですね。

水道課長～そうでございます。

4番～事実条例の適用はしておる訳ですね。

水道課長～去年の12月からやつております。

10番～予算の様式は一般にわかりやすいを好み、したしみやすく作るのが原則ではないかと思いますが、今度の場合賃金があつちこつちにちだばつておるようでありますので、わかりやすい様に、次からは書いておく様う御要望申し上げます。

質問に入りますが、各人員の賃金のベースアップの方がまちまちであるようであります。現年度と新年度とその配置の人が違つておるのかどうか、それから各項目に当えられておる賃金の所のベースアップの分について説明願います。

水道課長～今の御要望はもつともだと思ひます、しかしながら特別会計企業におきましては、結局排水施設係り費用というのがありまして、これは主にその事業を運営するためにの業務に要する費用でありまして、この費用とそれから水道改良費の排水施設費の中の賃金・給料・それから給水施設費の中の賃金手当とこういうものは、それだけその額が構築物というものに計算されていきますので、是非款項目をしてその列に並べた方が都合が良いという事で、こういう形式を取つております。それから給料額でございますが、これは一般会計の方と歩調をそろえて去年よりは増額になつております。

但し、その中で特に技術面の3名が建設課の職員と非常に不合理な点  
がございますので、その面の排水施設費の中の賃金は去年の賃金では  
ありません、排水施設費の中の吏員給は去年の吏員給よりそうとう増  
してございます。63年度の方では排水施設費の中の吏員給これは技  
術師のど2名に技手1名でございます。これが1,380 \$ 組んでありま  
すが、本年度はこれは去年は2名分です。1,380 \$ はですね。本年度  
はここに3名を持ってきてあります。給水の係をしておつたのを今  
排水施設費の中の吏員にもつてきて今度の予算では吏員給は3名分と  
いう事になっております。それで1名の増によつて2676 \$ と2倍  
の額になっております。2名が3名になつておると、それ以外にも給  
料の公平を問う意味において増になっております。

10番～何ですか。

水道課長～ベースアップの方は一律にやっておりますが、それをならすまで  
です。個人毎々の給料をあえて計算をしてある訳ではありません。  
結局はつきり甲上げますとですね、この3名のですね。

議 長～暫休いたします。(午後4時17分)

議 長～再開いたします。(午後4時20分)

1 番～事案にともないまして消防活動の強化を計るために、消火栓の設置が  
大きな役割をはたすと思いますが、これについて消火栓の設置の計画  
があられるかどうか。或はこれが予算費目のどの項に変わしておる  
か御説明願います、それから本市は原則として自己水源で水道事業  
を行うという事に条例にも示されておりますが、執行部といたしまして  
、一向自己水源の調査開発に問題視する傾向がございませんけれ  
ど、これは毎年調査費とか或は設計費そういつたものを次予算に  
計上いたしまして、その実現に努力するという事でない、一挙にこ  
れは解決する手はないと思いますが、これについての計画はあられる  
かどうか、それからもう1件この予算の内容からいたしまして、商標  
簿記という突益ですね、これがどの位上げる見込みであるか、差引も  
口になっておりますが、実質的な利益はどの位いられる見込みで  
か、それについて。

水道課長～最初の御説明にお答えします。消火栓の設置の件でございますが、  
今年度の予算は主に施設の買上げと、それから民移管のマーシーと、  
それから720件の給水という工事規模になつて新しい建設改良と  
しての本管施設それに伴う消火栓の設置はこの予算には計上してあり  
ません。しかしながら5号線は起債でやる場合は、これは当然消火栓  
の設置をしななければならないと思つております。それから大山、大田  
名地区はその年度々々で改良施設をやつて行く場合に将来はどうして



但し、その中で特に技術面の3名が建設課の職員と非常に不合理な点がございまして、その面の排水施設費の中の賃金は去年の賃金ではありません、排水施設費の中の吏員給は去年の吏員給よりそうとう増してございまして、63年度の方では排水施設費の中の吏員給これは技師のど2名に技手1名でございまして、これが1,380 \$ 組んでありますが、本年度はこれは去年は2名分です、1,380 \$ はですね、本年度はここに3名を持ってきてあります、給水の係をしておつたのを今度排水施設費の中の吏員にもつてきて今度の予算では吏員給は3名分という事になっております、それで1名の増によつて2676 \$ と2倍の額になっております、2名が3名になつておると、それ以外にも給料の公平を明す意味において増になっております。

10番～伺えますか。

水道課長～ベースアップの方は一律にやつておりますが、それをならすまでにですね、個人々々の給料をあえて計算をしてある訳であります、結局はつきり甲上げますとですね、この3名のですね。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時17分)

議 長～再開いたします。(午後4時20分)

1 番～事実にもないまして消防活動の強化を計るために、消火栓の設置が大きな役割をはたすと思っておりますが、これについて消火栓の設置の計画があられるかどうか、或はこれが予算費目のどの項に表わしておるか御説明願います、それから本市は原則として自備已水源で水道事業を行うという事に条例にも示されておりますが、執行部といたしまして、一向自備已水源の調査開発に尙問題視する傾向がございませぬけれど、これは毎年調査費とか或は設計費そういったものをちく次予算に計上いたしまして、その実現に努力するという事でない、一挙にこれは解決する手はないと思っておりますが、これについての計画はあられるかどうか、それからもう1件この予算の内容からいたしまして、商業簿記という実益ですね、これがどの位上げる見込みであるか、差引ゼロになっておりますが、実質的な利益はどの位いあられる見込みですか、それについて。

水道課長～最初の御説明にお答えします、消火栓の設置の件でございまして、今年度の予算は主に施設の買上げと、それから民移管のマーシーと、それから720件の給水という工事規模になつて新しい建設改良としての本管施設それに伴う消火栓の設置はこの予算には計上してありません、しかしながら号源は起債でやる場合は、これは当然消火栓の設置をしなければならぬと思つております、それから大山、大謝名地域はその年度々々で改良施設をやつて行く場合に将来はどうして

もちゆう鉄管3インチ以上6インチまでの本管に切換えて行かなければなりませんので、その場合は200米おきに1個の割合で消火栓を設置して行きたいところ思っております。

1 番～この問題に行きまして先の一応会計の時に一応お伺いしたのでございますが、消防費の中にそれが全額計上されなかつたので、一応当局にこうお伺いした所、これは水道と関連があるので水道の方でやるという事でございましたので、あえてお聞きしておる訳でございます。特に昔天間の地域における密集地とかです。大謝名地区・大山地地区・あいう場合の密集地においては、消火栓はゆい一の非常に重要な意味をもつてくる訳ですけれども、特に都庁の中に入りますと消防車が充分に入つて活動する意味がないというような事もございますので、是非この問題は取上げて載いでございまして、この件早急に御要望願いたします。それから自己水源の開発についてですね。

水道課長～自己水源の問題につきましては本年度は特にそういう大きな機械を目標にしておりますので、出来るだけこの給水施設の全市内の配管も完備もするように努力をしたいところという事で市長の市政方針にもあるように5号線沿の準備にかなるといふ事でございまして、それが済めば、一応配管が済めば将来の自己水源という事に向つて調査或は測量、計見取りという段階に行きたいところ思っております。

1 番～予算における平均でいいですかね。どの位見積つておりますか。

水道課長～複式簿記で大体の見積りは出ると思ひますが、しかしこの予算上でも特に建設改良費の施設費としての配水施設の工事請負費、原材料費それから給水施設としての工事請負費原材料費がほとんど全部利益になるんじゃないかと思ひます。

1 番～そういう事になりますと、14万の収入がありますけれども、その内実際の計費はいくらであるか。その額を知りたい訳ですが、後でよろしくございまして、一応提出して下さい。自己水源の開発につきましては、当然これはそうとう額の資金が入用になりますので、すぐ早急にこれを振り向けるとは思ひませんが、この水源の充実までにはそうとうの資金の収集が必要であるし、水源の調査も必要でありませうし、又設計測量にいたつても、そうとうの時間と金もかかると思ひますが、この計画の作成の完了の備までにはやはり毎年ずつ予算を計上していつてすぐには当分の間はあつて行つてもらわんといつまでたつてもこれの実現は、うさかはないもんであると、こういうふうにかんがへますので、その道を特に御留意されて水源の調査の調査から早急に行つてもらいたいことを御要望いたします。



もちゆう鉄管3インチ以上6インチまでの本管に切換えて行かなければなりませんので、その場合は200米おきに1個の割合で消火栓を設置して行きたいところ思っております。

- 1 番～この問題に行きまして先の一版会計の時に一応お伺いしたのでございますが、消防費の中にそれが全然計上されなかつたので、一応当局に伺った所、これは水道と関連があるので水道の方でやるという事でございましたので、あえてお聞きしておく訳でございます。特に普天間の地域における密集地とかですね。大謝名地区・大山地区・ああいふ場合の密集地においては、消火栓はゆい一の非常に重要な意義をもつてくる訳ですけれども、特に部落の中に入りますと消防車が充分に入つて活動する意味がないというような事もございますので、是非この問題は取上げて載いでですね。この件早急に御要望お願いします。それから自己水源の開発についてですね。

水道課長～自己水源の問題につきましては本年度は特にそういう大きな機械を目標としておりますので、出来るだけこの給水施設の全市内の配管も完備完備もするように努力をしたいところという事で市長の市政方針にもあるように5号線沿の準備にかかるという事でございますので、それが済めば、一応配管が済めば将来の自己水源という事に向つて調査或は測量設計見積りという段階に行きたいところ思っております。

- 1 番～予算における平均でいいですね。どの位見積っておりますか。

水道課長～複式簿記で大体的な見積りは出ると思ひますが、しかしこの予算上でも特に建設費の施設費としての配水施設の工事費。原材料費それから給水施設としての工事費。原材料費がほとんど全部利益になるんじゃないかと思ひます。

- 1 番～そういう事になりますと、14万\$の収入がありますけれども、その内実際の計費はいくらであるか。その額を知りたい訳ですが、後でよろしゅうございます。一応提出して下さい。  
自己水源の開発につきましては、当然これはそうとう額の資金が入用になりますので、すや早急にこれを振り向けるとは思ひませんが、この水源の充実に至るまではそうとうの資費の収集が必要であるし、水源の調査も必要でありましょうし、又設計測量にいたつても、そうとうの時間を要し、金もかかると思ひますが、この計画の作成の完備までにはやはり毎年戻すこしずつ予算を計上していつてすぐに当局はあつて行つてもらわんといつまでたつてもこれの実現は、うごかないものであると、こういうふうに考えますので、その辺を特に御留意されて水源のまず開発の調査から早急に行つてもらいたいことを御要望いたします。



7 番～水道料金を安くするには、市長さんも課長さんも給水を減らす事によつて可能であるからしめるかと思いますが、現在水道公社から水を分けて喜友名への個人水道を計画しておりますが、前の課長さんの話では買収するという事は話合いをなされたという事は聞いておりますが調整出来なかつたのかどうか。

水道課長～お答えします。こういう事が予算前ではつきりしておるんだつたらこの予算に計上すべきでありましたが、ずつと新橋をいけておるに、この予算が宜野湾市に對する。そういうマーシーを除いて喜友名、それを大山、伊佐、大謝名、喜志喜にまだ500位残っております。それを経その中で残つた500位の中で300位は水道公社がメーターを取り付てます。登をずやつておりますが、あの200位は喜友名と伊佐にありまして親メーターを親メーターを付けて定額5\$を徴収させ伊佐に水道の理事會で宜野湾市に移管すると、そしてその前に水道公社の取締役の10、公社の役員に2人で会いまして今まで政府からもらつた補助金の500\$、これを又来年の9月まで延期してもらおうという事で、新橋を先りしました所、きみの所はそれじやあ給水契約はしたかという事で、先り同われた訳ですが、水道公社の理事會でこの移管が決定し社のお務りますので、きみの所はすぐ延期願ひを出しなさいという開きで社延期の余でありますから借金でも必ずや、これを来年の9月まで延期してもらおうと思つております。それで現在の所はマーシーの250位全部を見てもありますが、今度の8月から9月にかけてはほとんど全部が市の方へ移管されるものと思ひます。件数にして伊佐と喜志喜のものと、それから相念清榮さんのものが200位だと思ひます。

4 番～先程自己資本の問題という問題が出ましたが、この受水費7万\$近い受水費から見た場合に大体その施設を完備するには、これの大体何箇年分が想定されるか、おおよそでよろしゆございます。

現在水道公社から1,000ガロン当り2セント。なんぼですか。約22セントで購入しておりますが、一家庭に給水する場合に大体2,000ガロンで何セントになるかですね。10倍にしていくらになるか現在売つてある値段です。それと今度は水道事業も着々としてき道に乗つておりますが、それもやはりそれにたずさわると、当局の努力が寒を離んだということになります。当初そうとうな額を一算から繰入れしてありますが、すでにき道に乗つて、そしてそうとうな利益も産んでおりますので、この繰入れした一算を又繰戻しするという様なお考えはないかどうかですね。それから今度は借金、給水施設の9割賃金であります。1,323\$計上されておりますが、今度増員をしてありますが、その賃金はどういつた様な面に費われるか。3人という事になつておりますが、3人で1ヶ年1人で1ヶ年分がこれに想定されております。そこでそうしますと、これは315日は3人の315日ですか。そうしますと900日位という事ですか。900日

- 7 番～水道料金を安くするには、市長さんも課長さんも栓数を殖やす事によつて可能であるからしめるかと思いますが、現在水道公社から水を分けて喜友名への個人水道を計画しておりますが、前の課長さんの話では買取するという事は話合いをなされたという事は聞いておりますが調整出来なかつたのかどうか。

水道課長～お答えします。こういう事が予算前ではつきりしておるんだつたらこの予算に計上すべきでありましたが、ずつと折衝を続けまして先に理事会が宜野湾市に対する。そういうマーシーを除いてこの喜友名、大山、伊佐、大謝名、真志喜にまだ500栓位残っております。それをその中で残つた500栓の中で300栓は水道公社がメーターを取付て経営をずやつておりますが、あの200栓位は喜友名と伊佐にあります。この分は親メーターを付けて定額5\$を徴収させて水道公社は親メーターによる料金を取つておりますが、この500栓を昨日の理事会で宜野湾市に移管すると、そしてその前に水道公社の総裁と開発金融公社の総裁に2人で会合して今まで政府からもらつた補助金の10,500\$。これを又来年の9月まで延期してもらふという事で、折衝をしました所、きみの所はそれじゃあ給水契約はしたかという事を真先に問われた訳ですが、水道公社の理事会でこれの移管が決定しておりますので、きみの所はすぐ延期願ひを出しなさいという開発公社の総裁の弁でありますから開金でも必ずや、これを来年の9月まで延期してもらふところ思つております。それで現在の所はマーシーの250栓を見ておりますが、今度の8月から9月にかけてはほとんど全部が市の方へ移管されるものと思ひます。件数にして伊佐かめ吉さんのものと、それから知念清榮さんのものが200位だと思ひます。

- 4 番～先程自己水源の開発という問題が出ましたが、この受水費7万\$近い受水費から見た場合に大体その施設を完備するには、これの大体何箇年分が想定されるか、おおよそでよろしゆございます。
- 現在水道公社から1,000ガロン当り21セント。なんぼですか。約22セントで購入しておりますが、一般家ていに給水する場合に大体2,000ガロンで何セントになるかですね。価格にしていくらになるか現在売つてゐる値段ですね、それと今度は水道事業も着々としてき道に乗つておりますが、それもやはりそれにたずさわる当局の努力が実を結んだということになります。当初そうとうな額を一般予算から繰入れしておりますが、すでにき道に乗つて、そしてそうとうな利益も産んでおりますので、この繰入れした一般予算を又繰戻しするという様なお考えはないかどうかですね。それから今度は賃金。給水施設費の9箇賃金であります。1,323\$計上されておりますが、今度増員をしてありますが、その賃金はどういつた様な面に使われるか。3人という事になつておりますが、3人で1ヶ年1人で1ヶ年分がこれに想定されております。そこでそうしますと、これは315日は3人の315日ですか。そうしますと900日位という事ですか。900日



以上の仕事をやる訳ですが、なぜ賃金にしなくちやいかないのかですね。増員してもつと仕事の効率を測れないものかどうか、それについて御説明願います。

水道課長～自己水源の施設でございますが、これは前の議会で御報告申上げましたが、45万から50万の金が(誤算)いるという事でございます。だから今の水道料金の水使用料の7倍から8倍の金額という事になります。それからもう1件水道公社の1,000ガロン9リン4モウという代金は各個人に売りつける場合は1立方が264ガロンでございますので、大体今度の新しい料率では基本料金として8立方で1950セントでございますので、70セントまでは行きませんが、それ位では売つていくという事になります。それから超過料金においては48セント位になる訳です。購入の一般会計への繰入れでございますが、これは法にもうたわれておりますし、当然水道の会計としましては負債という考えでおります。だから一般会計の繰出しは当然やるべきじゃないかという考えでおります。来年あたりは可能だと思っております。2目の9号賃金は給水工事をする場合にメーターの取付或は又水管のぬちゆう鉄管からあなを掘つて水道のメーター取付をする場合に職工の外に人夫を常備しております。それでこれは別に給水工事だけじゃなくして、修繕いろいろ修理とか工事がしよつちゆうございまして、その面ではこれは日雇い人夫をですれ常用という形で使っておりますが、これだけの人夫がなければこういう修繕工事には支障をきたすのでこれは常時使つて行きたいという思っております。

4番～人夫にもいろいろありますが、この失業者からの人夫をこれにあてるという様なお考えであるかどうかですね。

水道課長～いや、そうではございません。これはずつと常用の形でなっております。

4番～人夫ではあるんだが常勤。ずつと1年を通して仕事もあるし又継続してやらすと。そうであるならば効果の面においてはどうなりますか。そういう様な方法をとつた方が良いか或は1つの身分をですれ。はつきり与えて職工として使つた方が良いかどうかですね。

水道課長～職工と申上げますと、特殊な技術をもっておりますので、職工として採用するという事はどうかと思います。

4番～要するに一般人夫として人員として。

水道課長～その点は別の市町村においても常時こういう常用の人夫をおいておりますが、職員として採用しているという様な事はまだ聞いておりません。しかしこの人夫の中でもそれだけ年数が立てばそれだけの技術も付けるという事で、この人夫から計上げて職工の取扱いをしてお

以上の仕事をやる訳ですが、なぜ賃金にしなくちやいかないのかですね。増員してもつと仕事の能率を因れないものかどうか、それについて御説明願います。

水道課長～自己水源の施設でございますが、これは前の議会で御報告申し上げましたが、45万から50万の金が(概算)いるという事でございます。だから今の水道料金の水使用料の7倍から8倍の金額という事になりますが、それからもう1件水道公社の1,000ガロン9リン4モウという代金は各個人に売りつける場合は1立方が264ガロンでございますので、大体今度の新しい料率では基本料金として8立方で1\$50セントでございますので、70セントまでは行きませんが、それ位では売つているという事になります。それから超過料金においては48セント位になる訳です。繰入れの一般会計への繰入れてございますが、これは法にもうたわれておりますし、当然水道の会計としましては負債という考えでおります。だから一般会計の繰出しは当然やるべきじゃないかところ考えております。来年あたりは可能だと思っております。2目の9脚賃金は給水工事をやる場合にメーターの取付或は又本管のぶちゆう鉄管からあなを掘つて水道のメーター取付をやる場合に職員の外に人夫を常備しております。それでこれは別に給水工事だけじゃなくて、修繕いろいろ修理とか工事がしよつちゆうございまして、その面ではこれは日雇い人夫をですね常隊用という形で使用しておりますが、これだけの人夫がなければこういう修繕工事には支障をきたすのでこれは常時使つて行きたいところ思っております。

4 番～人夫にもいろいろありますが、この失業者からの人夫をこれにあてるという様なお考えであるかどうかですね。

水道課長～いや、そうではありません。これはずつと常用の形でなっております。

4 番～人夫ではあるんだが常勤。ずつと1丁年を通して仕事もあるし又継続してやらすと。そうであるならば効果の面においてはどうなりますか。そういう様な方法をとつた方が良いか或は1つの身分をですね。はつきり与えて職工として使つた方が良いかどうかですね。

水道課長～職工と申上げますと、特殊な技術をもつておりますので、職工として採用するという事はどうかと思います。

4 番～要するに一般人夫として人員として。

水道課長～その点は別の市町村においても常時こういう常用の人夫をおいておりますが、職員として採用しているという様な事はまだ聞いておりません。しかしこの人夫の中でもそれだけ年数が立てばそれだけの技能を付けてくれるという事で、この人夫から引上げて職工の取扱いをしてお



るのもおる訳です。

4 番～それから水道公社から水を買ってそしてそれを給水しておりますが、漏水の場合ですね、例えば水が漏るとか或はその施設が破損して漏水した場合その場合水道公社にある程度かけ合えば、その分だけ引けるかどうか。

水道課長～水道公社との給水契約の中でちゃんとメーターの指示漏りによつて料金を算定するという事がうたわれておりますので、漏水に対しては他の市町村の充分なる管理によつて、その責任はお任せしなければならぬという事でありまして、その分を水道公社に免除してもらつたという事は現在不可能であります。

4 番～今さら、もち給水契約に条文には入つておりますが、しかし消防の場合でも軍施設内に出る場合もあるし、或は必ずしもこつちのためになるだけの漏水じゃなくして或は軍から受ける破損だとか、或は漏水もあるかと思いますが、その条文をですね、何とかこちらから進んで改訂してある程度このうづつた面はですね、両方の責任においてですね、やれないもんかどうかという事は聞く所によると水道公社は、うすの水を売つてそうとうもうかつていふ話も聞いておりますので現水道の水代を安くさせるという事であれば、そういった様な点の努力も必要かと考えますが、それについてはただ出来ぬから出来ぬんだといった様なお考えであるのかですね、積極的にやれば何とかならぬかという事は考えませんか。

水道課長～その給水施設の維持管理面においては特に各市町村とも留意している訳でございますが、施設が広範囲にわたるそして又だん々々この償却年数が立つて古くなるという事で、これは漏水は率こそ違ええ当然出るべきもんだという事になつておりますが、これを最少限度にとどめたいという事でございます。しかしこの漏水の分に対しての料金の免除という事は、これからたび々水道協会の集りもありますので、そこで一応話合つてみたいところ思つております。

19 番～只今の4番さんの問題と関連しますけれど給水施設の賃金の件であります。これは私は工事の場合のあな個人夫だと、すなわち臨時雇人だと私は探しやしますが、そうじゃないですか。

水道課長～そうであります。

19 番～そうであれば、先きおつしやつたようなですねこれを職工として本採用するというふうな問題とは関連しないんじゃないですか。

水道課長～人夫の仕事は別にほとんどもあなを雇ふという事ではあります。し

るのもおる訳です。

- 4 番～それから水道公社から水を買ってそしてそれを給水しておりますが、漏水の場合ですね。例えば水が漏るとか或はその施設が破損して漏水した場合その場合水道公社にある程度かけ合えば、その分だけ引けるかどうか。

水道課長～水道公社との給水契約の中でちゃんとメーターの指示通りによつて料金を算定するという事がうたわれておりますので、漏水に対しては他の市町村の充分なる管理によつて、その責任はお任せなければならぬという事でありまして、その分を水道公社に免除してもらふという事は現在不可能であります。

- 4 番～今さら、もち論契約に条文には入つておりますが、しかし消防の場合でも軍施設内に出動する場合もあるし、或は必ずしもこゝちのためになるだけの漏水じゃなくして或は軍から受ける破損だとか、或は漏水もあるかと思ひますが、その条文をですね、何とかこちらから進んで改訂してある程度のこういふ面はですね、両方の責任においてですね。やれないもんかどうかという事は聞く所によると水道公社は、うちの水を売つてそうとうもうかつていふ話も聞いておりますので現水道の水代を安くさせるという事であれば、そういった様な点の努力も必要かと考えますが、それについてはただ出来ないから出来ないんだといふ様なお考えであるのかですね。積極的にやれば何とか可能だという事は考えませんか。

水道課長～その給水施設の維持管理面においては特に各市町村とも留意している訳でございますが、施設が広範囲にわたるそして又だん々々この償却年数が立つて古くなるという事で、これは漏水は率こそ違がえ当然出るべきもんだという事になつておりますが、これを最少限度にとどめたいという事でございます。しかしこの漏水の分に対しての料金の免除という事は、これからたび々水道協会の集りもありますので、そこで一応話合つてみたいところ思つております。

- 19 番～只今の4番さんの問題と関連しますけれど給水施設の賃金の件であります。これは私は工事の場合のあな掘人夫だと。すなわち臨時要人だと私は解しやしますが、そうじゃないですか。

水道課長～そうですね。

- 19 番～そうですね、先きおつしやつたようなですねこれを職工として本採用するというふうな問題とは関連しないんじゃないですか。

水道課長～人夫の仕事は別にほとんどがあなを掘るという事ではあります。し





かし人夫においてもそれだけ毎日職工といつしよにやつておるからです

19番～いや、問題はですね。この場合のこの項目というものはですね。これから見ると結局3名の315日という事になればですね。

水道課長～これは人夫費だけです。

19番～ですからこれはあくまでも臨時でしょう。

水道課長～そうです。

19番～それからこの1款のですね、経営費の中の賃金というのがありますが9節にこれは何ですか。そういった事務面かれこれの臨時費人というものですか。

議長～暫休憩いたします。(午後4時52分)



議 長～再開いたします（午後4時53分）

議 長～議案第13号，1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算については，質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが，御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午後4時54分）

議 長～再開いたします。（午後5時8分）

議 長～議案第26号，基本財産の一般会計への繰り入れについてを議題といたします。  
一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～一般会計からの繰り入を提案いたしましたのは，そこに書いてあります様に今度のその一般会計の財源がどうしても今までに貯えられて来た。積立金をそれだけ繰入れてもらえなければ，今年度の仕事がうまく行かない様になりましたので，第1のねらいが積立て基本財産を繰入するというところでありますが，外に又どうしても平むを得ない場合には，これを繰入れて使うことが出来る様になつておりましたので，これを繰入れて今年度の予算に計上したいとこう思っております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。（午後5時10分）

議 長～再開いたします。（午後5時30分）

議 長～本案に対する質疑がなければ，質疑を打ち切りたいと思いますが，御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め，質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～再開いたします（午後４時５３分）

議 長～議案第１３号，１９６４年度宜野湾市才入才出追加更正予算については，質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが，御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午後４時５４分）

議 長～再開いたします。（午後５時８分）

議 長～議案第２６号，基本財産の一般会計への繰り入れについてを議題といたします。  
一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～一般会計からの繰り入を提案いたしましたのは，そこに書いてあります様に今までのその一般会計の財源がどうしても今までに貯えられて来た。積立金をそれだけ繰入れてもらえなければ，今年度の仕事がうまく行かない様になりましたので，第１のねらいが積立て基本財産を繰入するということではありますが，外に又どうしてもやむを得ない場合には，これを繰入れて使うことが出来る様になっておりましたので，これを繰入れて今度の予算に計上したいところ思っております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。（午後５時１０分）

議 長～再開いたします。（午後５時３０分）

議 長～本案に対する質疑がなければ，質疑を打ち切りたいと思いますが，御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め，質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の申がございますが、御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、討論を省略することにいたします。

議 長～議案26号、基本財産基金積立金の一般会計への繰入れについてを  
表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、全会一致でもつて議案第26号、基本財  
産基金積立金の一般会計への繰入については原案通り可決決定いたし  
ます。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時32分)

議 長～再開いたします。(午後5時35分)

議 長～休憩中にお語りいたしました議案第27号、予算の繰越についてを、  
日程第24に追加願います。

議 長～議案第27号、予算の繰越についてを議題といたします。  
一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～現年度で執行すべき仕事であります。普天間の今の排水がまだ工事  
完了しないで、その工事を繰越事業として次年度に繰り越したいと、  
それからもう一つはこの前更正して載いた災害対策の事業もこれもま  
だ継続中ですので、この2件を繰越事業として認めて載きたい  
ということで、これを提案しておりますので、よろしく御審議をお願  
いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時45分)

議 長～再開いたします。(午後5時50分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

1 番～この何故繰越さなくちゃいけなかつたかどという理由についてですね  
もう少し具体的に御説明をお願いします。要するに年度内に執行出来  
なかつた理由について。



議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、討論を省略することにいたします。

議 長～議案第26号、基本財産基金積立金の一般会計への繰入れについてを  
表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、全会一致でもつて議案第26号、基本財  
産基金積立金の一般会計への繰入については原案通り可決決定いたし  
ます。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時32分)

議 長～再開いたします。(午後5時35分)

議 長～休憩中にお語りいたしました議案第27号、予算の繰越についてを、  
日程第24に追加願います。

議 長～議案第27号、予算の繰越についてを議題といたします。  
一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～現年度で執行すべき仕事であります。普天間の今の排水がまだ工事  
完了しないで、その工事を継続事業として次年度に繰り越したいと、  
それからもう1つはこの前更正して載いた災害対策の事業もこれもま  
だ継続中でありますので、この2件を繰越事業として認めて載きたい  
ということで、これを提案してありますので、よろしく御審議をお願  
いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時45分)

議 長～再開いたします。(午後5時50分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

- 1 番～この何故繰越さなくちやいけなかつたかどという理由についてですね  
もう少し具体的に御説明をお願いします。要するに年度内に執行出来  
なかつた理由について。

市長～いずれも、その政府の補助金によつてやつておる事業であります、それがほとんど年度半ばから後に指令が出て、準備をしてこの事業にかかるのが、本年度の半ば後になつてそれをいろいろ準備して工事に着工するまでに先き申上げた様な特にこの普天間の排水工事の場合には場所が軍道路に接しているために軍の認可を受けるために2ヶ月も延びてしまふし、前次の5款の干害対策の費用についてはつい最近、特別交付金として今年度で消化をするためにこの仕事を始めたのであります、どうしても年度末のせばすまつた所で一生懸命にこれをまにあわす様に対処してはおりますけれども、今の所どうしても今年一杯でその会計年度一杯で完成し、そうにありませんので、これを事業の繰越としてやりたいと思つて延期した理由と只今の提案の理由を御説明申上げたいと思います。

10番～予算はいわゆる個々の会計年度毎に独立するものとするものであるが、実際これを現年度、次年度に出さずにこういうふうな手続き上、出来るものであるかどうか。

総務課長～只今申上げました様に168条の2を適用したのが、今提案している議案の内容であります。この旨を採用する場合には、はつきりこの6月30日には6月30日というふうなごう金銭的にも或は事業的にもつけはじめをつけられるもの、そういうものでしたら、今おつしやる方法も1つの方法としてあると思つてますが、普通工事の場合にはこの分までは6月30日までのメノ代領だというふうなはつきりした分限が出来ないというふうな事で、そういう時には、この168条の2を適用しまして事業そのものはずつとつづけると、ずつづけて経費については、その同1年度の予算を2ヶ年度にまたがらして使うというのが、大体この168条の2を適用する場合の方法であります。今申上げました様に6月30日までの分、それから以後の分というふうにして、はつきりごうけはじめがつけられる場合、そういう場合には今御質問の様な方法でございね。この予算の新年度ではその分を計上すると、又今度前年度分には、この分を切るといふような方法がある限です。

10番～181条には結算後段の方にはそういうよく年度の才入才出予算に繰入しなければならぬということになつておりますが。

総務課長～168条の2です。

4番～この繰越金の繰置について適切な指だと私は思つておりますが、この災害対策費の2,420万は依費として前に審査した内容の通り執行されるのか、或は事情が大分變つてゐるんじゃないかと思つてますが、その内訳についての御説明を願います。

市長～排水の方はこの前の雨が降つて後から全般的には行なわれなくて、一

市長～いずれも、その政府の補助金によつてやつておる事業であります、それがほとんど年度半ばから後に指令が出て、準備をしてこの事業にかかるのが、本年度の半ば後になつてそれをいろいろ準備して工事に着工するまでに先き申上げた様な特にこの普天間の排水工事の場合には場所が軍道路に接しているために軍の認可を受けるために2ヶ月も延びてしまふし、同次の5款の干害対策の費用についてはつい最近、特別交付金として今年度で消化をするためにこの仕事を始めたのであります、どうしても年度末のせばずまつた所で一生懸命にこれをまにあわす様に対処してはおりますけれども、今の所どうしても今年一杯でその会計年度1杯で完成し、そうにありませんので、これを事業の繰越としてやりたいと思つて延期した理由と只今の提案の理由を御説明申上げたいと思ひます。

10番～予算はいわゆる個々の会計年度毎に独立するものとするものであるが、実際これを現年度、次年度に出さずこつこつな手続き上、出来るものであるかどうか。

総務課長～只今申上げました様に168条の2を適用したのが、今提案している議案の内容であります。この何を採用する場合には、はつきりこの6月30日には6月30日というふうなこつこつ金銭的にも或は事業的にもけじめをつけられるものさういうものでしたら、今おつしやる方法も1つの方法としてあると思ひますが、普通工事の場合にはこの分までは6月30日までの分/代償だというふうなはつきりした分限が出来ないというふうな事でさういう時には、この168条の2を適用しまして事業そのものはずつとつけると、ずつつけて経費については、その同1年度の予算を2ヶ年度にまたがらして使うというのが、大体この168条の2を適用する場合の方法であります。今申上げました様に6月30日までの分、それから以後の分というふうにして、はつきりこつこつけじめがつけられる場合。さういふ場合には今御質問の様な方法でですね。この予算の新年度ではその分を計上すると、又今度は前年度分には、この分で切るといふような方法がある訳です。

10番～181条には結局後段の方にはさういふよく年度の才入才出予算に編入しなければならぬということになつておりますが。

総務課長～168条の2です。

4番～この繰越金の措置について適切な措だと私は思つておりますが、この災害対策費の2,420\$は依然として前に審査した内容の通り執行されるのか、或は事情が大分變つているんじゃないかと思ひますが、その内訳についての御説明を願ひます。

市長～排水の方はこの前の雨が降つて後から全般的には行なわれなくて、一



部学校とかという所は行なっております、それから暴震対策のあの井戸の工事については、今設計をしておやんと認可を待つておりますがまだ着工につくまでは進められておりません。干害対策の状況はそういう所であります。

4 番～私が聞いておるのは、その内訳であります。この2,420 \$の、これから新年度に入ってから使われる分のこの内訳の説明であります。

市長～これは今月一杯の予算がこれであつて新年度には、これではこのままではいかん。もし新年度に入れるんだつたら又予算の更正をしなげりやいかんと思ひます。

4 番～私が聞いておるのは、当初の計画通り執行するということでありまして、今御説明のように飲料水の供給については、学校だけにとどまつてゐるんだということですが、そうしますと当初の予算が大部この面の予算がういて来るということになります。ういた分はどういうふうに使ふのかですね。或は又私が聞いておるのはこの2,420 \$の内訳であります。その追加の場合は4,376 \$ですが、これから繰越になる分が2,420 \$ということになると、約2,000 \$はすでに現行年度で執行済みだということになりますね、2,000 \$は執行済みだということになる訳ですね。

助 役～私の方からお答えいたします。今繰越そうとしている各節の内訳を申し上げますと、職員手当の方が77 \$、それから燃料費の方が72 \$、それから借料及び損料が1,168 \$、工事請負費が800 \$、修繕費が50 \$、原材料費が253 \$というふうになつております。

4 番～借料及び損料の1,168 \$を繰越しようとする内 \$ を繰越しようという考えですね。そうするとその内の約500 \$はもうすでに支出済みだと、執行済みだということになりますね。そうすると先程の市長の御説明によりますと、その水運搬のですね供給する必要がありますね。当時と大部事情が變つたと。ではたしてその現時点において1,168 \$のですね、給水する必要があるかどうか。現時点においてはですね、現在において今これだけを繰越しようとする現在において、1,168 \$分の水を学校にしろ、或は一民間にしろですね、給水供給する必要があるかどうか、それについてお伺ひいたします。

助 役～その件については、現時点においてとおつしやつておられますがこれは現時点と今度は将来ということになつた場合には、一寸言明しかねるんじゃないかと思つております。

4 番～そうしますと、現在で必要でないんだが或は次年度内において必要があるかも知れないということですか。

部学校とかという所は行なっております、それから保護対策のあの井戸の工事については、今設計をしてちゃんと認可を待つておりますがまだ着工につくまでは進められておりません。干害対策の状況はそういう所であります。

4 番～私が聞いておるのは、その内訳であります。この2,420 \$の、これから新年度に入ってから使われる分のこの内訳の説明であります。

市長～これは今月一杯の予算がこれであつて新年度には、これではこのままではいかん。もし新年度に入れるんだつたら又予算の更正をしなけりやいかんと思ひます。

4 番～私が聞いておるのは、当初の計画通り執行するということでありまして、今御説明のように飲料水の供給については、学校だけにとどまつているんだということですが、そうしますと当初の予算が大部この面の予算がういて来るということになります、ういた分はどういうふうにするのかですね。或は又私が聞いておるのはこの2,420 \$の内訳であります。その追加の場合は4,376 \$ですが、これから繰越になる分が2,420 \$ということになると、約2,000 \$はすでに現行年度で執行済みだということになりますね、2,000 \$は執行済みだということになる訳ですね。

助役～私の方からお答えいたします。今繰越そうとしている各師の内訳を申し上げますと、職員手当の方が77 \$、それから燃料費の方が72 \$、それから借料及び損料が1,168 \$、工事請負費が800 \$、修繕費が50 \$、原材料費が253 \$というふうになつております。

4 番～借料及損料の1,168 \$を繰越しようとする内 \$ を繰越しようという考えですね。そうするとその内の約500 \$はもうすでに支出済みだと、執行済みだというふうになりますね。そうすると先程の市長の御説明によりますと、その水運搬のですね供給する必要がありますね。当時と大部事情が變つたと。ではたしてその現時点において1,168 \$のですね。給水する必要がありますかどうか。現時点においてはですね。現在において今これだけを繰越しようとする現在において、1,168 \$分の水を学校にしろ、或は一般民間にしろですね、給水供給する必要がありますかどうか、それについてお伺いいたします。

助役～その件については、現時点においてとおつしやつておられますがこれは現時点と今度は将来ということになつた場合には、一寸言明し兼ねるんじゃないかと思つております。

4 番～そうしますと、現在で必要でないんだが或は次年度内において必要があるかも知れないということですか。

助 役～現在でもやつてはおりますが、

4 番～ですからこの1,168万のですね、じゃこれからのですね、積算はどういうことになりますか。

助 役～積算と申し上げますのはですね、これは借つた分を引いた残りというふうなところになっておましてですね、必要があれば次年度において予算に計上しなくても借つて行こうと、必要がなければもう不~~用~~額になるということになる訳でありまして、積算の基礎については当初の予算から現在までに執行済みの分を引いた残りというふうになっております。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時5分)

議 長～再開いたします。(午後6時8分)

4 番～助役さんにお伺いします。このまま繰越した場合は、これ以外の干害対策費には使えないということになる訳ですが、そうしますとこの特別交付税を交付した趣旨は現行年度において、干害対策に当てさせようというのが政府のこの交付金を出した趣旨だというふうに私は考えております。そうすると本市においては現行年度においては、4,000万の政府からのその干害対策費の交付をしたんだが、現行年度においては、それを使うだけの被害はなかったという様なことはいえるかどうかですね。

助 役～その点はいえないんじゃないかと思えます。  
被害と対策とは別個だと思っておりますので、被害がなかったとはいえないんじゃないかと。

4 番～いや、だから政府からですね、補助してやるだけのですね、そういつた被害の対象になるものがなかったかどうか、ということはこの交付金そのものですね、被害の対象はこれだけだと、この予算費目に表れている分がこの交付金の対策費の対象になる訳ですね。そうすると外にはあつたにしてもですね、それは事実あつたにしてもですね、市においてはこの交付税の対象にはなっていないんですね、この予算からするとそうでしょう、この予算の対象になるのはこの今費目にあげられた分しか対象になっていない。そうするとこの対象になっている分から余つたということになるとですね、どんなに多大の被害があつてもですね、この交付税の被害対策の対象にはなならないということがはっきりいえる訳ですか、そうしますと今度は次の年度において更に政府としては恒久的な予算を大關にこの対策費或はそういつた様な資金を準備するといつた場合にですね、本市においてその時は前年度になります、前年度に交付されたその資金でさえですね、交付金でさえ充分消費出来ないと、果してこの費目で充分消化す



助 役～現在でもやつてはおりますが。

4 番～ですからこの1,168 \$ のですね、じやこれからのですね。積算はどういうことになりますか。

助 役～積算と申上げますのはですね、これは使つた分を引いた残りというふうなかこうになつておりましたですね、必要があれば次年度において予算に計上しなくても使つて行こうと、必要がなければもう不要額になるということになる訳でありまして、積算の基礎については当初の予算から現在までに執行済みの分を引いた残りというふうになつております。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時5分)

議 長～再開いたします。(午後6時8分)

4 番～助役さんにお伺いします。このまま繰越した場合、これ以外の干害対策費には使えないということになる訳ですが、そうしますとこの特別交付税を交付した趣旨は現行年度において、干害対策にあてさせようというのが政府のこの交付金を出した趣旨だというふうに私は考えております。そうすると本市においては現行年度においては、4,000 \$ 余の政府からのその干害対策費の交付をしたんだが、現行年度においては、それを使うだけの被害はなかつたという様なことはいえるかどうかですね。

助 役～その点はいえないんじゃないかと思ひます。被害と対策とは別個だと思つておりますので、被害がなかつたとはいえないんじゃないかと。

4 番～いや、だから政府からですね、補助してやるだけのですね、そういった被害の対象になるものがなかつたかどうか、ということはこの交付金そのものですね、被害の対象はこれだけだと、この予算費目に表れている分がこの交付金の対策費の対象になる訳ですね。そうすると外にはあつたにしてもですね、それは事実あつたにしてもですね。市においてはこの交付税の対象にはなつていないんですね、この予算からするとそうでしょう。この予算の対象になるのはこの今費目にあげられた分しか対象になつていない。そうするとこの対象になつている分から余つたということになるとですね。どんなに多大の被害があつてもですね。この交付税の被害対策の対象にはならないということがはつきりいえる訳ですか。そうしますと今度は次の年度において更に政府としては恒久的な予算を大副にこの対策費或はそういった様な資金を準備するといった場合にですね。本市においてその時は前年度になります。前年度に交付されたその資金でさえですね、交付金でさえ充分消費出来ないということは、果してこの費目で充分消化す

るということは今の段階においては、はつきりした見通しが見つからないというお見ですが、そうしますとこれからは若干又不~~用~~頼に出る可能~~性~~性もある見です、そうしますと外に今度はその金をその資金を交付しようといった場合にです、非常にこの誠意の面、その折衝の場合に弱くなるかどうか、尚又この金をです、前の説明ではです、別に向うからどういふものに使いなさいといふた様な指示はなかつたという様なお話しでしたので、何故これだけの金があるのにです、これ以外に運用してです、じやんじやん他の災害の対策費としてです、対策費にあてられないかどうか、そうすればです、完全に私は消化するんじゃないかと思いますが、現行年度においてです、そうすれば次の年度においては、新年度においては政府からもらった交付金ではどうにもならないんだと、そうして更に要求出来るんだといふ様な強い所の折衝がです、私は出来るんじゃないかというふう考える見ですが、

助 役～お答えします。4番さんの御質問は補助金と交付税とを一す一詰な考  
え方でおられるんじゃないかと思っております、そういう懸念。補助  
金式の何んでございませぬのでそういう懸念は全然ないんじゃないか  
と思っております。

4 番～私がいうのは、交付金そのものがです、交付金を更に干害対策費の  
交付金としてです、こういつた様な特別交付金がです、更に新年  
度もです、交付される場合にです、それは補助金は別個として現  
行年度は特別交付税としてやつておるんだが、支出年度においても、  
そういつた様な特別交付税が交付される場合にです、果して前年度  
においてもやつた資金もです、消化しきれないのに更に今度は、そ  
ういう各市町村のです、フルイにかけて査定の場合にです、非常に  
薄くならないかどうか。

助 役～だから補助金であつたらそういうことになります、交付税につ  
いては、そういうことはあり得ないと懸念しております。

4 番～懸念することは全然ないということですか、今後の交付金の給付につ  
いては、

議 長～質疑も大部つきた様であります、質疑を打ち切ることに御異議ござ  
いませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、本案に対する質疑を打ち切ること  
にいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

るということは今の段階においては、はつきりした見通しが見つからないというお説ですが、そうしますとこれからも若干又不慮額に出る可能性もある訳ですね、そうしますと外に今度はその金をその資金を交付しようといった場合にですね非常にこの誠意の面で、その折衝の場合に弱くなるらないかどうか、尚又この金をですね、前の説明ではですね別に向うからどういうものに使いなさいといふた様な指示はなかつたという様なお話してしたので、何故これだけの金があるのにですねこれ以外に運用してですね、じゃんじゃん他の災害の対策費としてですね、対策費にあてられないかどうか。そうすればですね完全に私は消化するんじゃないかと思いますが、現行年度においてですね、そうすれば次の年度においては、新年度においては政府からもらつた交付金ではどうにもならないんだと、そうして更に要求出来るんだといふた様な強い所の折衝がですね、私は出来るんじゃないかというふうに考える訳ですがね。

助 役～お答えします。4番さんの御質問は補助金と交付税とを一寸一諸な考え方でおられるんじゃないかと思つております、そういう懸念。補助金式の何んでございませぬのでそういう懸念は全然ないんじゃないかと思つております。

4 番～私がいうのは、交付金そのものがですね。交付金を更に干害対策費の交付金としてですね。こういつた様な特別交付金がですね、更に新年度もですね。交付される場合にですね、それは補助金は別個として現行年度は特別交付税としてやつておるんだが、支出年度においても、そういつた様な特別交付税が交付される場合にですね、果して前年度においてもやつた資金もですね、消化しきれないのに更に今度は、そういう各市町村のですねフルイにかけて査定の場合にですね、非常に薄くならないかどうか。

助 役～だから補助金であつたらそういうことになりますですが、交付税については、そういうことはあり得ないと思つております。

4 番～懸念することは全然ないということですか、今後の交付金の給付については。

議 長～質疑も大部つきた様であります、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。



1 番～本案は4款の土木費及び5款の社会及び労働施設費の繰越につきましては、現在執行中の事業でありまして、原案通り繰越することに賛成いたします。

議 長～外にありませんか。なければ本案に対する討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～議案第27号、予算の繰越についてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、全会一致で議案第27号、予算の繰越については原案通り可決決定いたします。

議 長～議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
総務委員長の報告を求めます。

総務委員 長～本案につきましては、委員会において3日間におわたる審査をやつた訳ではありますが、なにしろ本市の機構改革並びに定数の人員の陣容の整備といった様な非常に重要な問題でもつて、我々も限られた委員会活動の日数において、一応経過時間をもつて審査しましたが、報告の段階において、我々が気がつかない点が指摘され、そういった様な点が後もう少し審査する点が若干ございますので、一応はこの報告を撤回いたしまして、そして再審査して更に次の本会議に報告したいと思っております。以上の理由で撤回したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時17分)

議 長～再開いたします。(午後6時42分)

議 長～只今総務委員長より、委員会報告書を撤回したいという申入れがございましたが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、委員会報告書を撤回することを承認することにいたします。

を議題といたします。  
総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～本案につきましては、委員会において3日間にわたる審査をやつた訳であります。なにしろ本市の機構改革並びに定数の人員の陣容の整備といった様な非常に重要な問題であつて、我々も限られた委員会活動の日数において、一応廻通時間をもつて審査しましたが、報告の段階において、我々が気がつかない点が指摘され、そういった様な点が後もう少し審査する点が若干ございますので、一応はこの報告を撤回いたしまして、そして再審査して更に次の本会議に報告いたしたいと思つております。以上の理由で撤回いたしたいと思ひますのでよろしく願ひいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時17分)

議 長～再開いたします。(午後6時49分)

議 長～只今総務委員長より、委員会報告書を撤回したいという申入れがございましたが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、委員会報告書を撤回することを承認することにいたします。





1 番～本案は4款の土木費及び5款の社会及び労働施設費の繰越につきまして、現在執行中の事業でありまして、原案通り繰越することに賛成いたします。

議長～外にありませんか。なければ本案に対する討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～議案第27号、予算の繰越についてを衆決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、全会一致で議案第27号、予算の繰越については原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後6時47分)

議長～再開いたします。(午後6時53分)

議長～本日の全日程が全部終了いたしましたので、これをもちまして議会を(本日の)終ることにいたします。尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会(午後6時54分)